

予算特別委員会会議録

日時 平成25年3月19日（火） 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後4時14分

場所 議事堂地下会議室

委員出席者 委員長 武川 勉
副委員長 仁ノ平尚子
委員 棚本 邦由 堀内 富久 白壁 賢一 山田 一功
塩澤 浩 桜本 広樹 皆川 巖 渡辺 英機
保延 実 丹澤 和平 大柴 邦彦 永井 学
樋口 雄一 高木 晴雄 久保田松幸 安本 美紀

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

知事 横内 正明

副知事 平出 亘

総務部長 田中 聖也

知事政策局長 芦沢 幸彦

企画県民部長 丹澤 博

リニア交通局長 小池 一男

福祉保健部長 三枝 幹男

森林環境部長 安藤 輝雄

産業労働部長 新津 修

観光部長 小林 明

農政部長 加藤 啓

県土整備部長 酒谷 幸彦

教育長 瀧田 武彦

林務長 深沢 侑企彦

議題 第15号 平成25年度山梨県一般会計予算
第16号 平成25年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第17号 平成25年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第18号 平成25年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算
第19号 平成25年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
第20号 平成25年度山梨県農業改良資金特別会計予算
第21号 平成25年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第22号 平成25年度山梨県県税証紙特別会計予算
第23号 平成25年度山梨県集中管理特別会計予算
第24号 平成25年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
第25号 平成25年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第26号 平成25年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
第27号 平成25年度山梨県公債管理特別会計予算
第28号 平成25年度山梨県営電気事業会計予算
第29号 平成25年度山梨県営温泉事業会計予算
第30号 平成25年度山梨県営地域振興事業会計予算

審査の概要

総括審査日程表により、午前10時02分から午前11時42分まで自民党・県民クラブの質疑を行い、休憩をはさみ午後1時00分から午後2時24分まで創明会の質疑を行い、休憩をはさみ午後2時40分から午後3時26分までフォーラム未来の質疑を行い、さらに休憩をはさみ午後3時45分から午後4時14分まで公明党の質疑を行った。

なお、三枝福祉保健部長から18日の総括審査時における答弁に対する訂正

の申し出があった。

主な質疑等

質疑

（予算編成の基本的な考え方について）

山田委員

おはようございます。それでは、本日のトップバッターということで、自民党・県民クラブの山田一功でございます。また、今回も予算委員会での質問機会を与えていただきましてまことにありがとうございます。

実は、財政課の方からの資料ということで、ことしもこの資料、予算案の資料ができました。予算の規模については4,631億円余ということで、対前年比0.3%、ほぼ同じということではありますが、本県の財政状況は明年度の本県財政は歳入面で法人二税が落ち込み、実質県税総額は本年度に比べ42億円余、4.4%減少して、927億円余となる見込みということでございます。昨年の一時期、議事録に基づくと、ちょうどこの時期、同じ状況ですと、地方法人特別譲与税を加えた法人二税が2.7%増加することなどにより、実質県税は2.7%増の966億円余となるということで、これはとりもなおさず県税二税が与えている県の予算総額に占める影響力がいかにか大きいということ、去年は増加する、ことしは減少するというので、県の財政が大分変わってくるということの証左であるということ、全体的にその部分を中心に質問をさせていただこうと思っております。

やはり財政課の方から出された資料、毎年、一部同じではあるわけですが、「徹底した歳出の見直しによる財政の健全化を図り」という、この文言がことしも同じようにあるわけでありまして、まずその部分を中心に質問をさせていただきます。

そこで、毎年、徹底した歳出の見直しという言葉があるのですが、主に今回の予算についてはどの辺にその徹底した効果があらわれているのか、予算面での効果が出ている部分をまずお尋ねをいたします。

田中総務部長

明年度当初予算編成に当たりましては、厳しい財政状況を踏まえましてスクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業、県単独補助金の見直しなど、歳出全般にわたって徹底的な見直しを実施したところでございます。具体的に申し上げますと、まず、事務事業の見直しについては、例えば辺地振興資金貸付金、過疎地域振興資金貸付金につきましては、これは代替策があるということで廃止をいたしております。また、山梨ことぶき勸学院運営費につきましては、受講者の自己負担分の増額、あるいは県直営方式から委託方式に変更いたしまして、さらに大学院の廃止をするなど、102件の見直し、4億7,000万円の改善額というふうになってございます。

また、県単独補助金の見直しにつきましては、例えば防災士養成事業費補助金につきましては、県外でなくて、東京に行かずとも県内の養成講座を開催することで縮減をしております。さらに、産休等代替職員雇用費補助金につきましては、これは目的を達成したということで廃止をいたしております。このことによりまして44件の見直し、1億8,700万円の改善額となっております。以上でございます。

山田委員

昨年の議事録によりますと、昨年は119件を見直しということでありましたから、件数からいくとことしは102件ということでありまして、また、さ

らに県単補助金については昨年は47件を見直したということで、ことしは44件ということでもありますから、この2年間にわたってその部分においては徹底した予算の見直しが十分図られたと言えるかもしれません。

続きまして、次の質問に移りたいと思いますが、やはり同じように財政課の資料によりますと、この後に「将来にわたる安定した財政運営」という言葉があります。厳しい社会情勢により非常に硬直した予算編成を今も強いられているということではありますが、私的に見ると、この1年、去年から1年見た中で、各委員会の情報等によりますと、しっかり予算は管理がされているのかもしれませんが、現実的に執行段階において非常に予算よりもオーバーするとか、例えばですけれども、先日、山日新聞に出ておりましたように、明野の処分場に関して事業団が行った事業が随意契約で予算をオーバーしているということ、それからまた、私が所属する総務委員会での土地開発公社の問題にしても、片方をきゅっと締めながら、実際の予算執行の中では非常に膨らんでいるという状況が散見されるというふうに思うわけではありますが、そういう意味からして、非常に現在の県の置かれている状況というのは非常に厳しい中にあると思うのですが、そういう中において将来の安定した財政運営をどういう取り組みによって行うのか次に伺いたいと思います。

田中総務部長

安定した財政運営についての御質問でございますが、私どもの考えで安定した財政運営と申しますのは、安定的な税収、それから所要の地方交付税が確保されまして、多様な行政ニーズに的確に対応できるように、財政構造に一定の弾力性が確保されている状態と考えてございます。

現在の経常収支比率、財政の弾力性を示す指標でございますが、平成10年代の後半から90%を超える状況になってございます。今後におきましても社会保障関係費、公債費などの義務的経費の増加によりまして、上昇が見込まれております。このため、歳入面では、地方税財源の充実・強化を国に対して働きかけるとともに、県税の徴収確保対策や県有未利用地の売却などによりまして財源の確保に努めまして、他方で歳出面につきましましては、県債等残高の削減、職員数の適正管理による人件費の抑制などによりまして、義務的経費の一層の縮減に努めてまいることとしております。以上でございます。

山田委員

予算計上の段階ではしっかり管理されているということではありますが、ぜひ、実際の執行部分についてもしっかり目を向けていただきたいし、この次に着実な行財政改革の実施という文言をやはり財政課の方の説明書でうたっております。私は一貫して言ってきていることは、予算はしっかり計上されているんだけど、実際の運営の中での執行において、当初予算を上回るような執行が行われたり、まさにそういう予算の執行管理の部分をしっかり行財政改革していくべきじゃないかと私は思っているわけですが、そういうシステムが今の県の中にはなく、この予算が終わると次は決算特別委員会があって、決算の部分についてのみ我々が発言できる機会があるということなので、実際にはそういう行財政改革をぜひ私はしていただきたいと思うわけですが、今回は予算委員会ということでございますので、質問にも制限があるかと思っておりますので、ここで実際に行財政改革を着実に実施することがうたってあるわけではありますが、行財政改革の着実な実施とは主にどのようなことを実施していくのかお伺いをさせていただきます。

田中総務部長

行財政改革についてでございますが、第二期チャレンジ山梨行動計画におきまして歳出全般にわたる行財政改革に取り組むということにしています。

具体的には、通常の県債等残高の削減、公共事業・県単独公共事業の段階的縮減、事務事業・県単独補助金の見直し、職員数の適正な管理によります人件費抑制等を実施することとしております。以上でございます。

山田委員

次に、やはり財政課の資料によりますと、財源の重点的・効率的な配分という文言がうたってあります。こういうふうによります硬直化した予算編成を迫られる中で、限られた予算をどのように効率的にあるいは効果的に配分するかというところについては、まさに知事の腕の見せどころではないかと思うわけでありまして、特に今回の予算編成に当たり、財源の重点的・効果的、あるいは効率的な配分に関する創意工夫はどの辺にあらわれているのかお伺いをいたします。

横内知事

ただいまお話がございましたように、来年度の予算編成に当たりましては厳しい財政事情の中で、財源の重点的・効率的な配分が極めて重要であるということから、例えば、国の経済対策交付金というような有利な財源はできるだけこれは国から獲得をするという努力をしたところであります。他方で、第二期チャレンジ山梨行動計画を積極的に推進するための主要施策等につきましては、要求のときにシーリングの枠を設けなくて、優先的に予算計上をしていくと、そういう方針をとったところでございます。

これによりまして、当面速やかに取り組むべき課題であります、国の補正予算を活用することによる公共事業、そして経済の再生、そして防災・減災対策、国民文化祭及び富士山世界文化遺産関連事業、そういったものについては積極的に予算計上を行ったところであります。

さらに、産業構造が非常に変化をしている中で、時代の転換期において本県が将来の発展のために力を入れていかなければならない課題、いつも申し上げております新産業の創出とか定住人口の確保とか、甲府市中心部の再整備といったことについても重点的に予算の配分をしたところでございます。

山田委員

ただいま、知事みずから主要施策に対する予算措置の状況も答弁がありました。そこで、やはり財政課の説明の中にもありますように、特に主要施策に対する予算措置ということで新産業の創出、それから定住人口の確保、甲府市中心部の再整備などが挙げられております。また、特に定住人口の確保という面については、皆さんも御案内のように、3月15日の山日新聞に、県人口85万人割れということで、少子化に転出超追い打ちということで、定住人口の確保というのは一朝一夕にできることではないし、知事みずからが述べておりますように、ただちに短期的に十分な成果があらわれにくい困難な課題ということで、まさにそうだと思います。これは毎年というか、しばらく何年か継続して、この事業にも取り組んでいく必要が私もあると思います。

そこで、それも含めて、特に来年度、明年度の大きなテーマの中には、富士山の世界遺産登録、それからもちろんリニアの問題もあります。さらには、エネルギーの地産地消という問題とあわせて、エネルギー局の設置という部分がありますので、ぜひそこも含めてどのような重点配分をした予算措置を行ったのかお伺いをいたします。

田中総務部長

主要施策に対する予算措置の状況についてでございます。幾つか今、委員からも項目を挙げていただきましたが、順次、御説明申し上げますと、新産業の創出につきましては、産業政策アドバイザーの訪問指導などによります県内中小企業の経営革新に向けた取り組みへの支援などに18億7,200万円を計

上してございます。

定住人口の確保についてでございますが、二地域居住や移住、U・Iターンの情報をワンストップで提供する、やまなし暮らし支援センターの開設、新規就業者の定着への支援などに6億2,800万円を計上しております。

甲府市中心部の再整備といたしましては、甲府駅南口周辺地域の修景整備などに5億2,700万円の事業費を計上しております。

次に、富士山世界文化遺産登録の関連事業につきましては、登録実現に向けた資料の作成や、実現した際の記念イベントなどに7,300万円を計上しております。

リニア関連事業につきましては、リニア駅周辺の土地利用や基盤整備等についての基本方針の策定、リニア見学センターの新館建設や展示する実験車両の配送などに10億3,400万円を計上してございます。

さらに、明年度からエネルギー局を設置いたしますが、その関連事業といたしましては、地球温暖化問題に関します実行計画の策定、太陽光発電設備に関します設置助成や、また、設置プランの提供などに1億3,500万円を計上してございます。以上でございます。

山田委員

丁寧な説明をありがとうございました。

（法人二税の償還金及び税収確保対策について）

次に、法人二税の償還金及び税収確保対策についての質問に移ります。まず、法人二税の償還金であります。法人県民税と法人事業税を合わせて、いわゆる法人二税と言うわけですが、先ほど申し上げましたように、法人二税の収入、支出、いわゆる税収の確保というのが非常に県税収入に占める割合が大きいということからいって、今回は非常に法人二税が落ち込むということにあわせて、賦課徴収額が10億円の中において、約7割を占める6億8,000万を償還財源に充てるということで、非常にこれは無視できない問題だと思います。

今、欠損金の繰り戻し、還付においても、それは翌年か、あるいはその次にプラスが出たときに充当するということでもありますから、実際には還付は発生しないので、ここでいう償還というのは予定納税や、いわゆる中間納税された分の償還というか還付に当たる金額ではないかと私は思うのですが、それにしても、ちょっと6億8,000万って、私としては大きい金額かなと思いますので、この内容と積算根拠をお伺いいたします。

田中総務部長

法人二税等の償還金でございます。委員御指摘のとおりでございます。法人二税の中間申告に対します還付金が主なものでございまして、御指摘のとおり、前年度中に中間申告をした法人の確定申告額が中間申告額に満たない場合に、満たない額を法人に還付するものでございます。

積算の方法でございますが、主要法人につきましては、法人が業績予想を公表いたしますので、これをもとに個別に還付見込額を算定いたします。その他の法人につきましては、過去3年間の還付実績額をもとに算定することとしております。以上でございます。

山田委員

次に、やはり同じページになりますが、自動車税のコンビニ収納の効果ということでありまして、県では平成17年度より自動車税の定期課税分から納税者の利便性の向上を図るということで、コンビニ収納を導入していると聞いておりますが、24時間納付もできるし、非常に便利であると思っておりますし、また、

こればかりはなかなか費用対効果というだけでは見られない部分もあると思うのですが、コンビニ収納の利用実績が、導入前と後でどのような変化をしたのか、どの程度収納率が向上したのかについてお伺いをいたします。

田中総務部長

コンビニ収納の効果についてでございますが、自動車税のコンビニ収納の利用率でございますが、コンビニ収納は導入時、13.1%でございましたが、直近では36.9%と、年々高くなってきてございます。

一方で、自動車税の納期内納付率、コンビニ収納だけではございませんが、納期内納付率でございますが、コンビニ収納導入前では62.8%でございましたが、直近では74.1%と、11.3ポイント向上しております。督促状の発送件数が減るなど、経費の削減にも効果を上げてございます。

また、自動車税の現年徴収率につきましても、これはコンビニ収納導入前では97.2%であったものが、直近では99.4%と、2.2ポイント向上しております。全国順位も45位から12位に大きく改善しております。これはまさに税収の確保に効果を上げていると考えてございます。以上でございます。

山田委員

非常に大きな効果を感じまして、よかったなど。なかなか徴税コストというのが非常にかかります。

そこで、この次の質問は非常に難しい質問になろうかと思いますが、個人県民税、この税収確保対策ですが、個人の県民税の滞納繰越額は、昨年、平成23年度決算によると、約31億円のうちの23億円が占めるということで、県税全体の7割を占めているわけでありまして、7割というところが多い。しかし、御存じのように、個人の県民税というのは非常に金額が少額でありまして、例えば3,000円とか5,000円とか、そういう金額を、例えば誰かが訪問して納税してもらうということも非常に費用対効果が悪いわけでありまして、この確保が非常に難しいと思います。

地方税法の第41条によりますと、個人の納付県民税の賦課徴収は、個人の市町村民税と一緒にやれということで、いわばこの義務が市町村に課されているわけでありまして、県だけではこの税収確保、アップはできないにしても、市町村間の温度差によって大分影響を受けてくるということで、あわせて県よりは個々の市町村の集合体の金額の滞納額があわせて3倍ぐらいあるというふうに想定できるわけですね。この税率からいって。だから、そういう意味でこの部分の滞納整理っていうんですかね、部分がいかに県と市町村が連携するかということが非常にポイントになるとと思いますが、その徴収対策はどのように進めていくのかお伺いをいたします。

田中総務部長

御指摘のとおり、個人住民税につきましては、これは市町村の住民税と一緒に徴収をすることになっておりますので、そういう意味で市町村にこれは頑張ってください必要があるわけでございますが、一方で県としてもこれは市町村と連携した取り組みを進めているところでございます。

まず、市町村と共同で地方税の滞納整理推進機構を設置してございまして、個人住民税を含みます市町村税の滞納整理を市町村と一体となっていくとともに、市町村職員の徴収技術の向上や意識改革にも取り組んでおります。

また、市町村で滞納処分を行うことが困難な案件を市町村から県が引き継いで、県が徴収いたします地方税法の48条を根拠といたします直接徴収制度を本年度から本格的に導入しております。個人県民税の滞納繰越額の圧縮を図ってございますが、明年度もさらに引き継ぎ件数を拡大するというところで取り

組みを強化してまいりたいと考えております。

そのほか、滞納の事前防止を図るために、市町村と連携いたしまして、個人住民税の特別徴収が未実施の事業所につきましては、これは地方税法上の義務がございますので、特別徴収への切りかえの促進を図る取り組みについて強化をしてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

山田委員

個人の場合、住所が移転するとか、あるいは所得税と違いまして、前年の所得に課税するという、現年度の源泉徴収じゃないので、非常に徴税が大変だと思いますけれども、ぜひ今のお話を聞いて、税収確保に努めていただきたいと思ひます。

（道路公社の経営状況について）

次に、これは一貫して質問をしておりますが、道路公社の経営状況ということで、今回も当初予算に山梨県道路公社経営支援貸付金が計上されています。昨年の資料とことしの資料を見ると、昨年は3億2,000万ぐらいだったのが、ことしは約2億6,000万ということで、経営の効果が出ていると思ひますが、それを含めてお伺いをさせていただきます。

酒谷県土整備部長 道路公社の経営状況についてでありますけれども、本貸付金は雁坂トンネル有料道路の建設費の償還にかかるものでございます。雁坂有料道路につきましては、平成23年度は約1億4,000万円の収益を確保しております。平成24年度も1億円程度の収益が見込まれておりまして、経営計画どおりの経営状況となっております。

建設時における借入金につきましては、平成23年度末で約12億円となっておりますけれども、現在の経営状況から有料道路期間満了時の平成40年までの返済は可能であると考えております。

（リニア駅周辺整備の基本方針について）

塩澤委員

自民党・県民クラブの塩澤です。予算特別委員会で質問させていただく機会をいただきまして感謝しております。通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず最初に、概要の64ページ、リニア中央新幹線建設推進事業費及びリニア駅周辺整備基本方針策定事業費についてお伺いいたします。2027年の東京・名古屋間のリニア開業は、中部横断自動車道の開通ともあいまって、新たな交通網を形成することになります。特に、リニア新駅の周辺地域は、今後の本県の発展にとって大きな役割を果たすものと考えます。県では、リニア開業に向け、リニア計画が具体化する中、リニアを活用した今後の県土づくりの基本指針としてリニア活用基本構想を策定され、明年度以降これを踏まえてリニア駅周辺の土地利用のあり方や基盤整備の方針など、リニア駅周辺の整備基本方針を検討することとしています。

リニア駅周辺につきましては、県はリニア開業の効果を全県に波及させるために、バスターミナルなどの交通結節機能を高める整備に加え、長期的な視点から今後の本県の発展に向けた経済基盤の拡充や雇用の拡大などにつながるよう検討することとしています。

こうした検討においてリニア駅周辺の整備は、甲府市や中央市はもとより、その周辺の市町の地域づくりとも密接に関連することから、これらの関係市町とも十分に協議しながら進める必要があると考えます。そこで今後、整備基本

方針の検討に当たって、関係の市町とどのように連携を図りながら進めていくのか、県の御所見を伺います。

小池リニア交通局長 委員御指摘のとおり、リニア駅周辺の整備基本方針の検討に当たりましては、市町村のまちづくりや道路など基盤整備のあり方とも十分に整合を図りながら進めていくということが重要であります。このため、明年度に設置いたしますリニア駅周辺整備の検討委員会には、学識経験者に加え、駅所在市なども参画をいただくこととしているほか、周辺市町村の御意見を十分に伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

塩澤委員 リニア駅周辺の整備は、駅周辺の自治体はもとより、リニアや中部横断自動車道の沿線市町村や県内の各自治体においても、今後の地域づくりを考える上で大変重要なことであり、また、周辺自治体がみずから行うアクセス整備にも影響する重要な要素であることから、関係自治体とも十分に連携を図りながら検討が進められるよう、お願いをしたいと思います。

次に、リニア駅と県内各地とのアクセス強化について伺います。リニア効果を広く全県に波及させるためには、公共交通の充実とともに、リニア駅と県内各地を結ぶアクセス道路の整備が重要であることは言うまでもありません。県では、都心と1時間程度で結べるよう、リニア駅と県内各地とをおおむね30分で連結可能なアクセス30分圏域の拡大を目指し、高規格道路やスマートインターチェンジの整備を初め、これらと連絡して県内各地を結ぶ幹線道路やリニア駅周辺地域の混雑の緩和を図る道路の整備など、今後のアクセス道路整備に向けての基本的な考えを明らかにしています。また、県内の市町村においても、こうしたアクセス30分圏域の拡大を踏まえ、地域の道路整備に積極的に取り組まれることが重要と考えます。

そこで、県が実施する道路整備と関連し、市町村がみずから実施する地域の道路整備が円滑に進むよう、県としてどのように調整していかれるのか伺います。

小池リニア交通局長 リニア駅と県内各地との円滑な移動を確保するためには、国県道など広域的な幹線道路の整備はもとより、それらをつなぎます市町村道の効果的な整備というものが不可欠であります。このため、県と市町村との役割分担を踏まえ、双方に関連する道路計画につきまして十分な協議を行う中で、より効率的、計画的な整備となりますよう、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

塩澤委員 次に、リニア駅と甲府駅を結ぶアクセスについて伺います。県の調査によりますと、リニア駅の利用者数は1日当たり1万2,300人と予測し、その内訳として圏域別の利用者数も分析しています。それによりますと、リニア利用者のうち、富士北麓ゾーンとの往來を目的とする者が最も多く、必ずしも甲府駅周辺地域との往來を目的とする者が多いわけではないということでありませう。

こうした中で、県はリニア駅と甲府駅を結ぶ新たな交通手段について、荒川堤防を専用道として活用するBRTを検討するとしていますが、改めて両駅間を結ぶアクセスとして、新たな交通手段を整備する、その必要性について伺います。

小池リニア交通局長 甲府駅の周辺地域は、バスや鉄道など、県内を走ります公共交通のハブ的な機能を初めとしまして、さまざまな都市機能が集積しております。このた

め、甲府駅周辺とリニア駅とを定時性あるいは速達性のある公共交通で結びまして、利用客がリニアの時間短縮効果を最大限に享受できるようにするとともに、両駅周辺地域双方の有します機能を連携させ、相乗効果を発揮させるということが必要であります。こうしたことから、さまざまな交通手段を総合的に検討いたしました結果、現時点ではBRTの導入が最適としたところであります。以上です。

塩澤委員

当局の考え方はわかりましたけれども、先ほどの調査の結果から見ても、先ほどの30分圏域ということを確認にやっていくことが私は重要ではないかと思っております。そんな取り組みをぜひ期待して次の質問に移ります。

（救急医療体制について）

本県の救急医療体制について伺います。まず、概要の75ページ、休日夜間診療確保対策費及び小児救急医療体制整備補助金についてであります。

救急医療は、医療政策の中でも特に重要なものの一つであり、県民の安心安全を確保する直接的な役割を担っています。平成24年2月に実施された県民保健医療意識調査によると、「医療施策全般に関し、特に要望したいものは何ですか」という質問に対し、一番多かった回答は「夜間や休日に救急対応できる医療機関の確保」となっており、県民の皆さんも急病や突発的な事故に対する救急医療体制の確保を第一に望んでいることがあらわれています。

救急医療体制は比較的症状の軽い患者を扱う初期救急医療、手術や入院などに対応する二次救急医療、より高度な救命救急医療を行う三次救急医療に分類されますが、昨年4月からのドクターヘリの導入により、本県では三次救急医療体制の充実・強化が飛躍的に進展しました。

そこで幾つか伺います。まず、初期救急医療体制についてであります。救急医療体制のうち、初期救急については地域の診療所が当番制を組んで対応していますが、近年は開業医の高齢化が進み、当番を外れる診療所がふえていると聞いています。そこで、県では夜間や休日の初期救急医療体制の確保に向け、どのような取り組みを行っているのか伺います。

三枝福祉保健部長 初期救急医療体制につきましては、本県では市町村が事業主体となりまして、県内10地区の医師会に委託をいたしまして在宅当番医制事業を実施し、地域の診療所がローテーションを組み、休日夜間の診療に当たっております。

また、甲府市におきましては、夜間については甲府市医師会が設置・運営をいたします救急医療センターが診療に当たっております。

県では、こうした市町村の取り組みが円滑に継続して実施できますよう、市町村に対して助成を行いますとともに、救急医療情報センターや救急医療情報システムを整備し、当番医の情報提供を行っているところでございます。以上でございます。

塩澤委員

次に、二次救急医療体制について伺います。本県では各地域の二次救急病院が当番日を決めてローテーションを組むという病院群輪番制により夜間や休日の二次救急医療体制を確保しています。二次救急は手術や入院が必要となる重症患者に対応するものであり、救急車による搬送も多く、地域の安心・安全のよりどころとなっていますが、医師不足等により、やむを得ず救急体制を縮小し、病院群輪番制を離脱する病院もあるということ聞いています。

県ではどのようにこの二次救急医療体制の支援を行い、その確保を図っているのか伺います。

三枝福祉保健部長 二次救急医療は、医療圏を単位とする広域にわたるものであるため、本県では、各医療圏の市町村や医療関係者などで構成をいたします地域保健医療推進委員会が実施主体となっております。こうしたことから、二次救急医療体制につきましては、従来、国、県、市町村の三者が経費を負担し、整備・運営を進めてまいりましたが、三位一体改革によりまして、平成17年に国の補助金が廃止され、県の補助金分も含め、市町村に地方交付税等で措置されたことに伴いまして、現在は市町村が単独で事業を実施しております。

地域保健医療推進委員会は、各保健所が事務局となっており、圏域内の二次救急病院のローテーションを構築するなど、地域の二次救急医療体制を確保しているところでございます。以上でございます。

塩澤委員

次に、小児救急医療体制について伺います。県では、ただいま説明いただいた一般の休日夜間急患診療体制に加え、小児救急医療体制整備補助金により、子供を対象とする休日・夜間の救急医療体制を整備されています。この小児救急医療体制により、山梨の子供たちは365日24時間、小児科医の診療を受けることが可能となっております。

そこで、小児救急医療体制を支えている小児初期救急医療センター及び小児病院群輪番制の運営状況と今後の取り組みについて伺います。

三枝福祉保健部長 本県では、平成17年に甲府市に、平成20年に富士吉田市に小児初期救急医療センターを設置するとともに、初期救急の後方体制として小児科を扱う二次救急病院による輪番制を整備したところでございます。小児初期救急医療センターでの診療は年間3万人を超えておりまして、小児輪番制病院での受け入れは2,000人を超えるなど、本県の小児救急医療体制が多くの県民の皆様に浸透していると認識をしております。

県全体の小児科医が少ない中で、開業医や病院及び大学の勤務医の御協力のもと、県内全域を対象とする小児救急医療体制が確保されており、県といたしましても今後も継続してこうした体制が円滑かつ効果的に運営されるよう支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

塩澤委員

次に、救急患者のたらい回しを防ぐ取り組みについて伺います。先日のニュースで救急医療にとってゆゆしき事態が報道されました。埼玉県久喜市で75歳の男性が救急搬送されましたが、病院に受け入れを断られ、搬送先の病院が決まるまで3時間近くかかり、県をまたいだ茨城県の病院に搬送後、死亡が確認されたということです。

この事例では、県内のほか、茨城県の25の病院に36回にわたって受け入れ要請を行いました。断られ続けたということでもあります。断られた理由は、処置困難や空きベッドがない、当直医が他の患者を治療中、専門の医師がないなどというものであり、本県においても、こうしたことが起こってもおかしくない理由でありました。

このような事態が発生した背景には、深刻な医師不足や、医師不足に起因する救急医療体制の脆弱化といった課題があると思われませんが、こうした課題の克服は一朝一夕になされるものではありません。

一刻の猶予も許されない救急医療に対応するには、今ある医療資源を有効に活用し、救急搬送の受け入れ体制を整備していくことが必要であると考えます。県ではこうした救急患者のたらい回しが起こらないよう、救急医療体制を確保するためにどのような取り組みを行っているのか伺います。

三枝福祉保健部長 本県におきましては、患者の搬送及び受け入れに関する基準を策定いたしまして、救急患者の受け入れに協力する医療機関のリストや搬送ルートを整備しており、救急患者の受け入れ先が決定しない場合に、最終的に受け入れを行う5つの病院を指定しております。県では、これら5つの病院に対しまして、空きベッドの確保に要する経費を支援しております、最終的な受け入れ先として重篤な患者を確実に受け入れることができる体制を確保しております。以上でございます。

塩澤委員 救急医療の現状について、また、県の施策を伺いました。100%というわけにはなかなかいかない部分もあると思いますが、地域自治体や医療機関の話聞く中で、常に先進的な考えの中で対応していただきたい、そんなふうに思っております。

（成長産業への支援について）

それでは、次に移ります。概要22ページの成長産業への支援について伺います。県は平成23年3月、産業振興ビジョンを策定し、新たな分野に積極的に挑戦しようとする中小企業を支援することとしています。このビジョンの策定から2年が経過しようとしています、一般の県民には、県の具体的な取り組みがなかなか見えてこない状況に感じられます。

こうした中で、成長分野への中小企業の参入を支援する成長分野連携参入支援事業は、優れた技術を持つ中小企業を結びつけ、それぞれの強みを相乗的に発揮させることで新たな可能性を創造するものと評価しています。

そこで幾つか伺います。まず、成長分野連携参入支援事業の進捗状況についてです。この事業は平成24年度9月補正予算に計上されており、既に幾つかの事業化グループが形成されるなど、取り組みが進められていると聞いていますが、事業の進捗状況はどのようになっているか伺います。

新津産業労働部長 昨年11月、航空機、医療機器などの4つのテーマによりまずテーマ参加型、それから具体的なテーマを提案していただくプロポーザル型によりまして参加企業を公募したところでございます。43社から応募がありました。12月には角田アドバイザーを中心に選定を行いました結果、35社が参加する8つのタスクフォースを選定をしたところでございます。1月以降、各タスクフォースでは、リーダー企業を選定し、参入するための戦略を検討し、産業支援機構と工業技術センターの担当者を決めまして各タスクフォースごとに研究が開始されたという状況でございます。

塩澤委員 次に、事業化グループへの支援についてであります。こうした事業化グループの活動に対しては、県や、やまなし産業支援機構による支援が必要と思われませんが、どのような体制で支援していくのか伺います。

新津産業労働部長 タスクフォースの発展段階に応じた活動を支援していくため、各タスクフォースにやまなし産業支援機構の職員、それから工業技術センターの研究職員を各1名ずつ配置しております。また、タスクフォースの発展に応じまして、大学教授や大手企業OBなど、各分野に精通したコーディネーターを選任しているなど、充実した支援体制を整えていこうと考えております。さらに、角田アドバイザーが全体を統括し、各タスクフォースの進行管理を行うこととしております。以上です。

塩澤委員 来年度以降はどのように取り組んでいくのか伺います。

横内知事 各タスクフォースにおきましては、リーダー企業を中心にいたしまして研究会を今、重ねているところがございます。試作品を来年度はつくって、それをいろいろな展示会で出していくと。そうすることによって販路の開拓をしていこうと努力をしているところがございます。

また、航空機とか医療機器の分野では、これは行政機関の認証が必要となりますので、そうした認証の取得ということも来年度は考えているようであります。

県といたしましては、タスクフォースのこういった努力がぜひ成功裏に進んでいくよう、タスクフォースのいろいろな進行状況がありますけれども、進行状況を見ながら、例えば来年度創設をするコア企業等創出支援事業費補助金というようなものを初めといたしまして、国や県、やまなし産業支援機構、いろいろな研究開発助成金がございますので、そういう支援メニューを集中的に投入して、ぜひともこのタスクフォースの事業が成功するように導いていきたいと思っております。

塩澤委員 次に、概要22ページ、経営塾開催事業費について伺います。この事業は日本を代表する大企業の経営に携わっていた角田産業政策アドバイザーが、経営革新に強い意欲を持つ県内中小企業を訪問し、直接、経営指導などを行う事業であるとのこととあります。企業経営の視野が狭くなりがちな中小企業にとって、より高い視点から俯瞰的に自社の経営課題を洗い出すことができ、その改善策に取り組めることから、私も非常に期待しています。

そこで、幾つか伺います。まず、経営塾の目指す経営革新についてでございます。この経営塾では、意欲ある中小企業の経営革新を目指すとのことですが、どのような目標や方向を目指しているのか伺います。

新津産業労働部長 アドバイザーは就任以来、32社の県内中小企業の経営者との面談やヒアリングなどを集中的に行いまして、本県の中小企業の課題ということで、優れた製品や技術を有するものの、2次請け、3次請けの部品製造が主体であり、大企業依存型となっているという点を指摘されたということです。

この解決策としてアドバイザーから提言で示されたのが、現在の下請け依存型の事業から脱却をして、自社最終製品を持つ企業の育成という、そういう方向性でございます。このために経営塾を開催し、アドバイザーみずからが指導を行っているというものでございます。以上でございます。

塩澤委員 こうした目標に向けて、今後、経営塾をどのように運営されていくのか、そのポイントについて伺って私の質問を終わりたいと思います。

新津産業労働部長 産業政策アドバイザーによる対象企業へのヒアリングによりまして、その企業が抱える課題や問題点を明らかにされます。その企業の課題解決に向けた対応方針、これは経営者みずからに作成、提出をさせ、それに対してアドバイザーが対象企業を直接訪問、指導していきます。過程で専門性の高い課題とか技術的な指導を要するというようなケースには、アドバイザーが選任する専門家による指導を追加していくというようなこととしております。以上でございます。

（ものづくり産業への支援について）

桜本委員

自民党県民クラブの桜本です。以下質問に入らせていただきます。

まず最初に、ものづくり産業への支援について伺います。県では、事業化グループを大企業からの業務発注を共同で受注できるような共同受注体の形成を目指すとしています。その中で、共同受注体の形成に向けた事業化グループ育成のプロセス、すなわち年次計画など、時間軸から見た全体スケジュールはどのようにつかんでいるのでしょうか。お伺いします。

新津産業労働部長 本県の中小企業が成長分野に進出していくために、ステップ1として、県内の技術力を備えた意欲ある中小企業によるタスクフォースの形成、ステップ2として、タスクフォース内の企業による共同受注体や共同事業体の形成、こうしたことを経て、ステップ3として成長産業でのコア企業の創出という最終目標を目指していきます。

最終的には、現在、8つのタスクフォースを形成したところでありますけれども、現在のところの時間軸といたしましては、平成26年度末を目途にステップ2の共同受注体の形成を目指しているところでございます。以上でございます。

桜本委員

この各事業化グループの取り組みにかかる全体のコーディネート及び進行は誰が行っているのでしょうか。

新津産業労働部長 委託しております角田産業政策アドバイザーが全体を統括して進行管理を行っております。

桜本委員

いずれ、3ステップの中に、事業化に向けたそれぞれの進捗状況を客観的に評価し、全体を、角田さんがコーディネートする人とは別に、どこかで必ず場合によっては継続や打ち切りなどの判断を客観的に誰か判断する人がいなければならないと思いますが、その点についてはどのようなお考えを持っていますか。

新津産業労働部長 お願いしております角田産業政策アドバイザーは、産業界を代表する企業で研究者として幾つもの分野において先端技術の開発に取り組まれてきて、後半は経営者としての手腕も発揮されるというような経歴をお持ちでございまして、アドバイザーに参加企業のシーズや産業界のニーズとか、世界の経済動向とか、あるいは日本の先端産業の行方とか、そういったものも視野に入れて事業の可能性とか実現性、御指摘の支援継続の可否というようなものも客観的に評価・判断していただけるものと考えております。以上でございます。

桜本委員

私が言っているのは、やはり中にかかわっている人は熱くなってしまうので、冷静に、これはうまくいかないんだなというようなものもやはり判断する人が第三者的な中でいなければならないということを私は述べておきたいと思えます。

次に、水素ステーションについてですが、全国100カ所に設置していくという予定になっているのですが、本県への水素ステーションの見通しについてお伺いをいたします。

新津産業労働部長 平成27年までに四大都市圏を中心に100カ所程度の水素ステーション

を整備するというのが自動車会社やエネルギー事業者により表明されているところでございますけれども、これを支援するために国では、明年度当初予算に水素ステーションの整備費として20カ所程度、45億9,000万円を計上されているというのが現段階でございます。

本県はその四大都市圏に含まれていないということでございますので、これまで県としては整備実現に向けまして燃料電池自動車の借り上げとか、岩谷産業と共同して移動式水素ステーションの実証実験、こういったものに取り組んできたところでございます。

今後はこの残り80カ所のところのほうに石油、ガスなどのエネルギー事業者に働きかけるというようなことで、また国の支援も要望しながら実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

桜本委員

県内のユーザーも考えなければなりません、首都圏からの来訪者についてもやはり利便性を考慮しなければなりません。

私の考えでは、例えば中央自動車道を使う方々に、県内のサービスエリア内に設置をして、そういった方々にも広く使っていただきたいと考えているのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

新津産業労働部長 水素ステーションの設置場所につきましては、燃料電池自動車そのものの潜在需要とか県内ユーザーの利便性のほかに、御指摘のように観光客の交通動態とかいろいろなことを勘案しなければならないと考えておりますけれども、そういった意味でインターチェンジ付近の交通の要衝とか、使うのが多いと想定される工業団地などの周辺とか、そういったことが適当であるのではないかと考えております。以上です。

桜本委員

次に、自動車産業の中で巨大な生産ラインを持つ工場群となっていくますが、先ほどから述べられている燃料電池の自動車、きのうからも議論がされているところでありますが、この燃料電池自動車の製造工場や企業について誘致の可能性はあるのかどうなのか。そしてまた、燃料電池自体の生産ラインの誘致に関して、本当に可能性があるのかどうか、今現在のところの実直な話をしていただけますか。

新津産業労働部長 山梨大学の研究の参画している大手自動車メーカーの皆様の見解でございますけれども、燃料電池自動車というのは既に実用化されているハイブリッドとかEV、電気自動車、こういったものの車両ベースに生産をしていると。それはなぜかという、メーカーとしてはコストを重視するということですので、既存の生産ラインを使って生産していくということが前提で、したがって、燃料電池自動車専用生産ラインをどこか別の場所に設ける、例えば本県に立地するということは現実的ではないのではないかとこのふうにお伺いしております。

また、燃料電池本体につきましても、生産の効率性などを考えると、車両本体のラインのある工場というか、そういったところに付置されるのではないかとこのことが想定される現状でございます。以上です。

桜本委員

話を聞くと、だんだん理想と現実というようなものが出てきてしまっているのですが、その中で、じゃあ、燃料電池自動車の製造それ自体が難しいのであれば、燃料電池自動車向けの、例えば整備士の養成だとか、その車の車検場とか、周辺の関連部門にいち早く目を向けて産業化するという、そういった手だ

てはいかがでしょうか。

新津産業労働部長 委員御指摘のとおり、燃料電池自動車が普及拡大していくという過程では、保守とかメンテナンスというのは一定の新たな技術とか人材というのが必要となってくると考えられます。しかしながら、ハイブリッドとか電気自動車の普及過程、今現在が普及過程なわけですけれども、そのメンテナンス等は、メーカーとすれば、既に全国に張りめぐらせているディーラーとか整備工場の体制があるわけでごさいます、それを活用してやっているという現状でごさいます。したがって、こうした分野での新たな産業化というのは難しいというふうにごさいます。以上でごさいます。

桜本委員 本当に話が出るたびに暗くなってしまうというような、そんな気がします。その中で、昨年、燃料電池の関連部品の製造や加工を受託できるような研究開発の補助金ということで3,000万円を設けましたが、この実施研究の状況、今後の見通しについて伺います。

新津産業労働部長 昨年9月に2件の事業計画を採択したところでごさいます、1件は燃料電池電極の耐熱性を高めて腐食を防止するメッキ技術の開発というものでごさいます。もう1件は、フォークリフト用燃料電池の部材への溶接技術の開発ということでごさいます、採択後半年を経過しておりますので、研究開発が順調に進められておりますので、私どもとしては、今後、この研究成果が事業化につながっていくことを期待しているというところでごさいます。

明年度も3,000万円の助成枠を設定しておりますので、先ほどからの燃料電池タスクフォースなどの研究開発をこれで助成してまいりたいと考えております。以上です。

桜本委員 覚悟を持ってぜひやってもらいたいです。

次に、4月からジェトロ山梨貿易情報センターがスタートをいたします。県の産業界でも本当に注目しているところでありますが、この中の人員あるいは組織体制、あるいは事業体系、これについてはどのようになっているのか伺いたします。

新津産業労働部長 4月に発足いたしますジェトロ山梨の体制は、常勤の所長と所員、非常勤のアドバイザーと事務アシスタントの計4名体制でスタートをすることとなっております。

それから、事業体系といいますか内容は、ジェトロ山梨では貿易投資相談とかセミナーを開催してまいりますし、海外ビジネス情報の提供、それから商談会開催や海外展示会出展支援、こういったことをやっていくという事業内容でごさいます。以上でごさいます。

桜本委員 運営していくのには財源が必要となるのですが、県だけではなく、県内の経済団体もジェトロに一定の負担金を払うのか伺いたします。

新津産業労働部長 ジェトロの事業は、ジェトロみずからが自分の財源でやる事業と、それから、地元がその約半分を負担しているという事業から成っております、地元の負担金につきましては県が1,000万円を負担して、残りを16の経済団体、農協中央会とか中小企業団体中央会、それから商工会議所、商工会連合会等、16の団体が負担をしてまいる内容でごさいます。

桜本委員 既にジェットロ山梨の振興協議会が設置されていると聞いていますが、県内の産業界の動向なり要望はどのようにジェットロのほうに反映されるのでしょうか。

新津産業労働部長 県内産業界のジェットロ山梨に対する意向や要望は、先ほど申しあげました県と経済関係16団体、これで構成いたしておりますジェットロ山梨振興協議会の場で、ジェットロ山梨の側から事業計画とか実績の報告を受ける、それに対して意見を述べるということで反映をしていくという仕組みをつくっております。以上です。

桜本委員 それでは、ジェットロに負担金を払わない企業や、あるいは個人の要望というのは、こういったところが酌み取っていただけますか。

新津産業労働部長 先ほどから申しあげましたとおり、この協議会には農業を初め、地場産業、機械電子産業を含む商工業、それから金融業、県内の経済活動を担うすべての団体が加入していると言っても過言ではないと思います。それぞれの個々の事業者の意見、要望というのも、それぞれの経済団体を通じて酌み上げられて、先ほど申しあげました振興協議会の仕組みの中でジェットロに要望していきますので、反映されていくものと考えております。以上です。

桜本委員 それでは、25年度のジェットロ山梨の事業内容について詳しく御説明ください。

新津産業労働部長 現在決まっております平成25年度の事業計画でございますけれども、まず、海外からパイヤーを招聘して行う商談会は2回開催するという事になっております。それから、10社程度を対象に海外展示会への出展支援をジェットロ側として計画しております。さらに、月に一度はセミナーを開催するほか、アイメッセ山梨内に設置される事務所におきまして、常時、貿易投資相談、海外ビジネス情報提供を当然のことながら実施するという内容でございます。さらに、富士・東部地域の中小企業者の利便性を考慮しまして、月2回程度、富士吉田市商工会議所に出張相談窓口を設置するという事をお願いして、やっていただけることになっております。以上でございます。

(本県農業の推進について)

桜本委員 次に移ります。やまなし有機の郷づくり推進事業についてであります。

武川委員長 予算概要の該当ページもおっしゃってください。

桜本委員 はい。じゃあ、後ほど。

県では有機農産物に対する消費者ニーズを把握するために、今年度からやまなし有機の郷フェアを開催しています。これまでの有機の郷フェアではどのようなことが行われており、どのような点が特徴的であったのかお伺いをいたします。

加藤農政部長 有機の郷フェアにつきましては、有機農産物の販路拡大策といたしまして、本年度から実施をしているものでございます。県内の食品スーパーと連携をいたしまして、店舗内に有機農産物の専門コーナーを設置をいたしまして、消費

者の認知度を高めるとともに、生産者と販売業者との連携促進を図るものでございます。

特徴といたしましては、フェアの一環といたしまして、消費者を有機野菜の生産現場に案内いたしまして、圃場の見学や生産者との意見交換を行うオーガニックツアーというものを開催するなど、生産者と消費者の交流を通じまして有機農業に関する理解の促進を図っているところでございます。以上でございます。

桜本委員

来年度から首都圏においてやまなし有機の郷フェアを開催するとしております。大都市部において本県の有機農産物を宣伝するとともに、消費者ネットワークとの提携など、販路拡大に向け有効な方策と考えます。

そこで、このフェアを含め、明年度の有機農産物の販路拡大への支援内容について伺いをいたします。

横内知事

明年度のやまなし有機の郷フェアにつきましては、ことしは県内でもやっているわけですが、県内の新しい別の食品スーパーにおいて引き続き実施をしていただくことになっております。同時に、首都圏の量販店に対しましては県内有機農産物の専門コーナーを新たに設置していくこととしております。あわせて県内の生産者と流通関係者が連携をしまして、販売体制の整備とか販路開拓の取り組みを行う場合に、それに対する助成を行う。これは本年度もやっておりますけれども、本年度に引き続いて行うことにしてございまして、有機農産物の流通販売対策に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

桜本委員

次に、35ページ、農業経営構造対策事業について伺います。この事業では、食販の施設の整備もできますが、この事業のねらいと特色について伺いをいたします。

加藤農政部長

この事業の目的は経営の零細な農家が中心となりました中山間地域における意欲ある経営体の育成と確保を図ることを目的とさせていただきます。この目的を達成するために農産物の加工・流通・販売などの経営の多角化や、経営規模の拡大等に取り組む際に必要となる共同利用施設等の整備を支援するものでございます。以上でございます。

桜本委員

今、説明にありました、この補助制度の対象である共同利用施設というものはどのようなものがあるのでしょうか。

加藤農政部長

対象となる共同利用施設につきましては、まず原則としまして共同利用施設は3戸以上の農家で構成されております団体等が共同で利用する施設等を対象といたしております。

具体的に言いますと、販路拡大や鮮度維持等のための施設、いわゆる直売場みたいなものですね。あと、農産物の処理・加工施設、野菜、果樹等の育苗施設、高品質堆肥の製造施設などがございます。以上でございます。

桜本委員

次に、41ページから42ページにかけて、農業後継者の育成・確保について伺います。農業の担い手が高齢化する中、就農を目指す意欲ある若者を対象に、就農に必要な知識や技能を習得するための研修や、就農前の生活支援については理解ができます。本県の年間の新規就農者について、これまでの実績はどのくらいか、また、この事業の目標年次における新規就農者数はどのくらい

なのかお伺いをいたします。

加藤農政部長 10年前までは年間約50人ぐらいでございました新規就農者は、平成22年度には185人、また、平成23年度には207人と確実に増加をしてきております。

これらの事業は、先ほど言いました3つの事業、委員から話があった3つの事業を活用いたしまして、第二期チャレンジ山梨行動計画に掲げる新規就農者の平成26年度の末になりますが、数値目標としましては250人の達成を目指しております。以上でございます。

桜本委員 これらの事業による支援を受けた新規就農者は、平均でどのぐらいの耕地を耕しているのか。
また、就農の前後は収入の確保が難しいため、生活支援のための助成を行っていますが、実態としての生活はかなり厳しいのかどうかお伺いをいたします。

加藤農政部長 これまでに、先ほど言いました3つの事業によりまして、就農した方の就農時の平均耕作面積はおおむね80アールでございます。
就農者からは生活が厳しいとの声は聞いてございますが、こうした収入が不安定な就農直後の一定期間、最長5年間の所得を確保するために、青年就農給付金経営開始型によりまして、年間150万円を給付いたしまして、若者の確実な定着を図っていることとしております。以上でございます。

桜本委員 新規就農者の育成・確保は非常に時間をかけて、段階を踏んで支援していくものであり、県もそのようなスケジュール感を持って支援をされていると思います。これから就農・定着に向けた助成に対して、その取り組みの結果を、うまくいっているかどうかを確認しなければならないと思うんですね。
そこで、新規就農者に対し、助成を受けた結果・成果等をどのように報告させ、どのように評価しているのかお伺いをいたします。

加藤農政部長 まず、農業協力隊員からは毎月、また、就農定着支援制度、いわゆるアグリマスター制度の研修生及び青年就農給付金事業の受給者からは半年ごとに報告を受けることとしてございます。
就農後は、普及センターが重点指導対象に位置づけまして、早期に経営安定が図られるよう、生産技術や経営について指導を行っているところでございます。
就農者の中には、市町村の作成します人・農地プランに中心的経営体として既に位置づけられている者がいるなど、着実に農業後継者が育成されてきているものと考えてございます。以上でございます。

桜本委員 事業報告というような形で、我々県民にもわかる形でぜひ残していただけるように御努力願いたいと思います。
また、これらの事業を展開した結果として、いろいろな過疎の地域に新しい方々が入って、地域が元気になったりとか、一部の集落に人口がふえてきたという、そういった効果もあると思いますが、本県の農業や農村に対する見える成果としてはどんなものが挙がってきていますでしょうか。

加藤農政部長 これら3事業を活用いたしまして、中山間地域に就農した若者は、厳しい営農条件の中、懸命に農業に取り組むとともに、農作業の合間を縫って地域行事

にも率先して参加するなど、地域に活力を与え、住民からは将来の地域農業の担い手として期待されている方々も出てきております。以上でございます。

桜本委員

こうした過疎の地域においては、空き家や廃屋が多く見受けられます。そういった新規就農者に住宅の提供というように、より安定した生活となるように、定着の増加に結びつくような、こういったものの活用方策についても、市町村等の協力も得ながら、非常に重要ではないかと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

加藤農政部長

県外から新規就農された方々は、住宅の確保が就農に向けての大きな課題でございます。空き家の活用はそういう面では非常に有効な解決手段と認識をしております。

就農相談では市町村が把握しております空き家情報などを提供していくこととしてございまして、県外から本県に就農した方々は、地域の信頼を得る中で空き家を借りて営農している例も多く見られるようになってきました。今後とも新規就農者の住居を確保するため、市町村が行う空き家の情報提供等を積極的に、かつ有効に活用いたしまして、新規就農者の住居の確保に努めてまいりたいと考えています。以上でございます。

桜本委員

今、お話しのように、隣町のアパートから通ってきて、トラクターも農機具もどこに置いたらいいかなんていうことで困らないように、ぜひ市町村との連携も図っていただければと思います。

(清里の森の再整備について)

次に48ページ、清里の森再整備についてお伺いをいたします。清里の森は、県有林の高度・多角的利用の一環として昭和60年から分譲が始まり、これまでに120ヘクタール、825区画の別荘地を借地権分譲し、808区画が契約済みとなっております。この中で清里の森における賃料及び管理費の年間額、及びこの清里の森事業が賃料のほかに県有林経営や地域活性化にどのように今まで貢献してきたのかお伺いをいたします。

深沢林務長

平成23年度におきます、契約者からいただいております賃料は、年間約1億8,400万円、同じく清里の森管理公社に支払っていただいております管理費、これは共益費でございますが、約5,100万円でございます。県に支払われる賃料から約1億2,000万円を全県の県有林整備経費の一部に充てておりまして、県有林経営に貢献しております。

また、北杜市への所在市町村交付金約3,600万円、地元財産区への土地利用条例交付金約2,200万円が賃料から支払われておりますけれども、そのほかにテニスコートやパークゴルフ場などの施設がございますけれども、年間14万人の観光客が訪れておりまして、清里観光の拠点の一つとして地域活性化に貢献しているというふうに考えております。

桜本委員

私は、特にこの中でお話ししたいのは、管理費が年間5,000万円ということでございます。今、民間の別荘管理会社に委託すればもっと安くなるし、生活者本位の至れり尽くせりのサービスができるかと思うのですが、借り手である今お住まいの別荘の契約者は今の契約内容と、そして管理業務の動きに対して満足しているのか、あるいはまた、不満の場合はどんなところに不満感を持っているのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

深沢林務長

管理費はサービスの内容によりまして料金が設定されるというものでございますけれども、清里の森におきましては冬季の除雪、それから施設内には24キロに及ぶ道路がございますけれども、この管理、それから3カ所の入口ゲートの管理、ごみの処理など、120ヘクタールの広大な別荘エリアの管理を行っております。適正なものと考えております。

また、昨年度、全契約者を対象に実施しましたアンケートにおきましては、別荘の管理状況につきまして、普通以上と評価した方が84%と満足度も高く、管理費に見合ったサービスが提供されていると思っております。

一方、不満な点といたしましては、センター地区における施設の老朽化に対するものが最も多くございまして、続いて食料品の買い物など、生活環境に関する項目が挙げられております。以上でございます。

桜本委員

分譲開始から30年ということもあって、今お話しのように施設の老朽化に対して不満が多いということは理解ができます。一方、別荘の住民も世代が交代、権利移転等もありまして、新しい意識の生活感を持った方々も大分入られて、清里の森を新しい価値観のもと、そして時代に合った、より高度に洗練されたようなよい施設にしていきたいと考えている方も多いように伺っております。住民の要望に沿った再整備を行う必要性というものがやはり今後の成果に結びついていくと思われませんが、考え方をお伺いいたします。

深沢林務長

明年度策定する再整備計画では、昨年度実施いたしました別荘住民へのアンケート調査結果の分析を行いましたり、先進地の調査を行いながら、さまざまな観点から検討いたしまして、清里の森が新しい時代のニーズを満たすステータスの高い別荘地となるように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

桜本委員

管理費については、ぜひまた、毎年毎年見直ししながら、時代に見合うような形に変えられるような検討を行って行ってください。

（定住人口の確保について）

次に移ります。61ページ、定住人口の確保について。やまなし暮らし支援センター事業費について伺います。センターではさまざまな展示物やパンフレットが提供されると聞いております。訪問者にはまず「山梨で暮らす」というイメージを持ってもらうことが重要と考えますが、その中で、山梨県での暮らしを紹介するガイドブックの提供や、実際に山梨に移住された方などの状況を映像で紹介するイメージビデオ等の提供が有効と思います。こうした来訪者に配慮した、工夫した情報提供についてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

小林観光部長

やまなし暮らし支援センターにつきましては、移住やU・Iターン就職に関する相談スペースのほか、本県専用のPRブースを設け、県や市町村の多彩なパンフレットを常備するとともに、本県での田舎暮らしを連想できるイメージポスターを掲載してまいります。

また、年間を通して本県での田舎暮らし実践者などによるセミナーを開催し、移住者自身の日常的な出来事を写真や映像などを活用しながら紹介するなど、イメージの醸成に努めていきます。

あわせて、相談窓口では、本県への二地域居住者や移住者、約100名の暮

らしぶりなどを紹介したガイドブックを配布いたしまして、来訪者が本県での生活が身近に感じられるよう配慮してまいりたいと考えております。以上であります。

桜本委員

定住人口の確保は県の重要な政策であります。こうした山梨の宣伝活動をもっと予算を使って、もっとPRしていかなければならないと思います。その中で、例えば田舎暮らしを紹介する雑誌への本県の宣伝や、田舎暮らしを特集したテレビの番組のコマーシャルの枠を買ったりとか、本県を紹介するセンターでの事業内容とも連携をしながら、いろいろなメディアミックスを活用したPR活動が重要だと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

小林観光部長

定住人口の確保を目的といたしまして、明年度につきましては、まず、やまなし暮らし支援センターの設置費用や本県にゆかりのある著名人を招いたオープンイベントの開催費等、開設に要する経費について予算を計上したところであります。

今後は、移住専門誌に相談窓口の開設やセミナーの開催など、話題性の高い情報を提供するほか、NPO法人ふるさと回帰支援センターのホームページのイベント情報の掲載というような、パブリシティを活用した効果的な情報発信に努めてまいります。

テレビコマーシャルとか雑誌等を活用した宣伝活動についてでありますけれども、これは多額の費用を要することから、費用対効果などを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。以上であります。

桜本委員

ここで基本的なことなんですが、移住の定義について、どのような考えなのか、また、センターの設置目標、すなわち目標として移住者をどのくらいの目標設定にしているのかお伺いをいたします。

小林観光部長

まず、移住の定義ですけれども、本県が促進する移住というのは、転勤とか、あるいは学生の転入学などを除きまして、他県の居住者が本県へ住所を移転するというのが移住の定義であると考えております。

次に、目標値でございますけれども、やまなし暮らし支援センターは年間約1,000人の来場者を見込んでおりますけれども、移住者の目標値につきましては、本県と同じようにセンターが入居する東京交通会館内ですけれども、そこに既に窓口を持つ先進県があるわけですが、それらの実績等を踏まえまして今後検討してまいりたいと考えております。以上であります。

桜本委員

実際に移住してくる方々を受け入れるのは県内の市町村であります。その中で市町村が受け入れ体制を強化するために県はどのようにして市町村に働きかけをしていくのか。また、このセンターを市町村にどのように利用していただきたいのか、そのことについてお伺いをいたします。

小林観光部長

やまなし暮らし支援センターは移住先である各市町村の受け入れ体制というものが整備されてこそ大きな効果が上がると考えております。このため、明年度におきましては、市町村職員を対象といたしまして移住希望者のニーズや動向等に関する研修会の開催を初め、相談窓口での対応方法等を掲載した受け入れマニュアルを作成いたしまして、地域における受け入れ体制の整備を支援してまいりたいと考えております。

また、センター内におきましては、年間10日程度、セミナーの開催が可能

ということでありますので、各市町村に有効活用を促しまして、移住先としての地域の魅力を直接発信できる機会を提供するなど、市町村との連携を図りながら移住の促進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

（リニア駅周辺基盤整備について）

桜本委員 最後は64ページ、リニア駅周辺基盤整備についてお伺いをいたします。先般、県が公表したリニア活用基本構想の素案には、展望施設の記述があり、「富士山・南アルプス・八ヶ岳など山々の眺望を楽しむ」とあります。まず、展望施設についてもリニア駅周辺整備基本方針の策定の中で検討するのか、お伺いをいたします。

小池リニア交通局長 展望施設につきましては、リニア活用基本構想において、まず必要な内容等を調査し、それを検討委員会等に渡していきたいと考えております。以上でございます。

桜本委員 特に富士山をしっかりと見るということであれば、相当の高さが必要となります。およそ何メートルぐらいの展望施設を考えているのか、また、展望台の利用者数として年間何人ぐらいの利用者数を想定しているのかお答えください。

小池リニア交通局長 新たな玄関口となりますリニア新駅には、リニアの走行する姿と、それから周囲の山々などの眺望を同時に楽しむことが可能な高さの展望施設を検討することとしておりますけれども、リニア新駅の位置、あるいは形状などがまだ確定しておりませんので、展望施設の具体的な検討には至っておりません。また、利用者数につきましても、同様に今後さらに検討を深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

桜本委員 その素案の中で、本県の独創的な施設、この展望台を、また、新たなランドマークという記述がこの中にあります。そう考えると、今の発言とは矛盾しているように思われます。独創的で、なぜランドマークという表記が今のこの段階で出ていくのか、矛盾すると思いませんか。

小池リニア交通局長 新たに検討する展望施設につきましては、独創的という意味は、やはり本県の優位性、周辺の山々が眺められると。これは沿線どこにもないすばらしい景色だと。そういったものを生かした独創的な施設を検討したいということと、それから、ランドマーク、これは今後の検討で、高いのがランドマークかという意見かと思いますが、必ずしも高さばかりでなくて、やはりそこに特徴的なものをつくることによって集客性が高められるものと考えております。以上でございます。

武川委員長 答弁者に申し上げます。もう少し誠意ある答弁を求めたいと思います。

桜本委員 その20メートルや30メートルで山梨周辺の山々を見られるような展望が抱けますか。

小池リニア交通局長 そういう点につきましても、今後、しっかり検討してまいりたいと考えております。

桜本委員 そもそも展望台という発想はどちらから出てきたものなんですか。

小池リニア交通局長 基本構想の検討に当たりましては、県議会でもお諮りしたところなんですけれども、リニア活用推進懇話会やリニア活用策検討部会、あるいは県内各地で開催いたしました意見交換会におけるさまざまな御意見を伺いながら検討を進めてきたところでありまして、また、経済団体あるいは市町村などからも多くの御提言をいただいたところでもあります。展望施設におきましてはこうした御意見や御提言を踏まえる中で検討してきたものでございます。以上でございます。

桜本委員 それは県のほうから要望をしたものですか。お願いをしたものですか。あるいは、お金を出して考えを受け入れたものなんですか。いかがですか。

小池リニア交通局長 これはまずリニア活用推進懇話会等で私どもが学識経験者等をお願いしてリニアの将来、どういったものがあそこがいいのかということを検討していただきまして、その中の意見で出てきたものでございます。以上でございます。

桜本委員 我々県会議員38人、県内の隅々の中で選挙という洗礼を受けてきました。その中でそれぞれが自分たちの公約を掲げてきているわけです。そういう議員の話も聞かないで、頼んでもしないところから勝手に出てきた提言を、はい、受けましたと言ってどんどん長期的なプランにのせていくんですか。

小池リニア交通局長 リニア活用基本構想につきましては、まず、委員も御承知のとおり、リニア活用基本構想の骨子ということで、リニア議員連盟の先生方にお集まりいただきまして、その骨子等をお示しし、その時点においてもたしかこういったものを考えていきたいということをお話しする中で進めてきたと思います。以上でございます。

桜本委員 こういった施設も、今のお考えでは地元負担でつくると。効果のないものを税金で支払うようなことは到底できるわけではありません。そんな中で、基本方針策定のために1,628万円余、多額の費用をかけて委託調査を行うということをお聞いておりますが、この金額の根拠をお伺いをいたします。

小池リニア交通局長 1,600何がしの調査費の根拠でございますけれども、これにつきましては、まず、必要な調査に対します積算基準、あるいは見積り等を参考にして1,600何がしという金額を計上しているところでございます。以上でございます。

桜本委員 同様のこういったものは本県でも他県でも多くあると思いますが、類似事例と比較してこの予算は妥当な金額なのかどうか、総務部長、お伺いします。

田中総務部長 類似団体との比較もした上で、必要最小限の経費を計上したものと承知しております。以上でございます。

桜本委員 全国のこういったリニア駅と似通った、新幹線の駅周辺の失敗例や、あるいは世界の類似的な施設も参考にする必要がありますと思いますが、そういった予算は盛っていないんですか。

小池リニア交通局長 委員御指摘のとおり、全国には鉄道駅周辺を初め空港、あるいは公園な

どにそれぞれの地域の特性を生かしたさまざまな展望施設があるということは承知しております。今後、私どもとするとリニアの駅、ルート等が決まった位置等も踏まえながら、そういった他県の事例等も参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えておりますが、今のところ予算としてはリニア活用基本構想の基本方針をつくる予算、その中に展望施設も含めて検討するというところで、基本的にはその予算として計上しております。以上でございます。

桜本委員

私は、早々にものありきという、そういった発想をやめてもらいたいんですね。今から場所が改めて決まる、その中で周辺を検討する、その中でどういう施設がいいのか、それが県内の経済効果にどのぐらいの成果を及ぼすのか、そういったものを具体的に県民にあらわした上で決めていく。まずは広く、広く、世界的なものなんだよと、このリニアというものは。そして、3番目に初めて地上駅に出る、そういった駅なんだよという10代、20代、30代、40代の方々はこのことについて夢を抱いているわけですね。そして何十年も、今、知事も代議士だったころ、非常に活躍しながら亡くなられた市町村議員あるいは国会議員、多くの方々が年月をかけて、たくさんの汗をかいてきたものがあります。それは後世に、子供たちに、孫たちに、この山梨を有数の地域にするためという努力のもと、綿々とやってきたものであります。そういったものをぜひ軽々と論ずることは私はこの際、ちょっともとに戻して、時間軸をもとに戻していただきたいと、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

小池リニア交通局長 先ほどもお話ししたとおり、この展望施設につきましては、多くの方々の御意見を伺いながら方針を決めてきたものであります。本県の甲府市、今、このリニア駅は甲府市として有力なところでありますけれども、本県の甲府市を初め、国内の地方都市、こういったものの多くが進めております都市づくり、まちづくりの方向というものは、委員も御承知のように、都市の経営コストを抑えた都市機能集約型、すなわちコンパクトな都市づくり、まちづくりというのを今、進めておまして、こうしたことから駅周辺の整備の方向というのは既存の都市機能、都市施設との重複というのは避けて、あそこに立地する施設とすると、本県の経済基盤の拡充に雇用の拡大といったものにつながるような機能とあわせて、そういったものを中心に整備をするということと、一定の集客力ということで、皆さんが集まって楽しんでいただける山梨県の特性を生かした、そういった施設、そういったものがよろしいんじゃないかというような意見も踏まえて整備を進めてまいりたいと考えております。

そうはいつでも、今後の都市の集積状況とか、あるいは社会経済情勢、こういったものを見極めながら長期的な視点に立ってさらに検討を深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

桜本委員

38人の県会議員、それぞれ山梨の隅々のところから選出されている議員であります。その議員の意見をまず大切にしていきたいというようなことの中で、私は、浅川議長にリニア駅及び周辺整備のあり方の調査をするための特別委員会の設置を要望いたしました。ぜひ、皆様方と御一緒に今後のリニア活動を考えていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

（成長産業への参入について）

保延委員

創明会の保延であります。

まず、予算概要の22ページの産業振興事業費補助金について伺います。県では、平成23年度に産業振興事業費補助金を設け、県内の中小企業が行う研究開発に対し助成をしてきておりますが、本県産業の核となる企業を生み出すためにも、より多くの企業が新技術、新製品の研究開発に積極的に取り組んでほしいと考えます。

そこで、これまでの補助金により県内企業がどのような研究開発に取り組んできたのか伺います。

新津産業労働部長 産業振興事業費補助金ですが、平成23年度におきましては、真空の状態ですべて部品を搬送するシステムの開発、それから次世代半導体で使われる新素材の加工技術の開発など7件を採択しております。本年度は、光を用いた半導体基盤の検査装置の開発、帯電防止シートの製造技術の開発など5件を採択しているところです。

いずれも本県に集積されたものづくり産業の技術を生かした特色ある自社最終製品の開発や、地域産業への波及効果が期待できる研究開発を採択し、支援しているところでございます。以上です。

保延委員

次に、同じく22ページの成長産業創出支援事業について伺います。今年度の本会議の答弁によると、現在8つのタスクフォースが形成され、成長分野連携参入支援事業費により展示会の視察や研究会などの取り組みが進められており、今後は発展段階に応じ、先ほどの産業振興事業費補助金を初め、国や県、やまなし産業支援機構の支援メニューを集中的に投入していくとのことですが、その具体的な支援の内容について伺います。

新津産業労働部長 支援の内容でございますが、それぞれのタスクフォースにおきまして、まず明年度創設をいたしますコア企業等創出支援事業費補助金ややまなし産業支援機構に既にあります創業や新規参入のための助成、そういったものを活用して市場調査や事業化の可能性調査、展示会への出展などを支援してまいります。

次に、研究開発に進んだ段階におきましては、先ほどの県の産業振興事業費補助金とか、やまなし産業支援機構の研究開発助成事業のメニューがございます。また、ことし国の平成24年度補正予算に計上されておりますものづくり補助金、こういった制度なども活用して支援していくことを想定しております。

このようにタスクフォースの発展段階に応じまして国や県、やまなし産業支援機構の支援メニューを集中的に投入しながら共同受注体や共同事業体の形成を目指してまいりたいということでございます。よろしくお願いたします。

(U・Iターン就職支援について)

保延委員

それでは、次にU・Iターン就職支援について伺います。予算概要の26ページの大学生U・Iターン促進事業費についてであります。県が首都圏の大学や専門学校等を対象に行った調査では、平成24年3月に卒業した本県出身の学生のUターン就職率は20%程度とのことであり、特に本県出身の学生の多い首都圏での支援は重要であります。県は、6月からU・Iターン相談のワンストップ窓口として有楽町駅前にやまなし暮らし支援センターを開設をし、利用者の利便性の向上を図るとのことですが、来訪者を待つだけでなく、大学へ出向いての積極的なアプローチも大切と考えます。

この事業では首都圏の技術系大学等の訪問をすることにも取り組んでいる

とのことでありますが、大学をどのぐらい訪問して、どのような働きかけをしてきたのか、その実績について伺います。

新津産業労働部長 昨年度は首都圏の大学等159校を194回訪問しております。本年度は2月末までですが、大学96校、短大22校、専修学校3校、計121校に対しまして延べ192回訪問して、県内の企業情報などを提供しますとともに、このうち33校におきましては、キャンパス内で出張相談会を41回開催しております。

さらに、東京農業大学、専修大学など、7つの大学の父母会に出向きまして、県内の就職情勢の説明とか、県内企業情報を掲載したパンフレットの配布や就職相談コーナーを設けるなど、県内企業への就職を働きかけているところがございます。以上です。

保延委員 大学を直接訪問しまして、学生と直接お会いをして、Uターンの働きかけをしていくということは大変重要ではあると思います。県では大学の訪問事業を強化するとのことでありますが、具体的にはどのような内容で行うか伺います。

新津産業労働部長 本年度、新たな取り組みといたしまして、本県出身者が多く在籍する東海大学、神奈川大学、帝京大学、東洋大学、この4大学とU・Iターン就職促進協定を締結いたしまして、学内で開催されます合同就職面接会に県内企業の参加機会をふやしていただくなどの取り組みを行ったところでございます。

さらに明年度はこの就職促進協定を結ぶ大学をふやしてまいりまして、協定先の大学の学生などを招いて県内企業を見学するツアーを開催するなど、取り組みを充実・強化していくことを考えております。以上です。

(ワイン振興について)

保延委員 次に、予算概要28ページの甲州ワイン海外プロモーション支援事業費補助金について伺います。本県では日本一のワイナリー数を誇るワイン産地であります。特に、日本固有のブドウ品種「甲州」からつくられる甲州ワインは和食との相性もよいと言われ、世界的に和食ブームが広がる中で国内外で注目を集めています。また、本年度は各種メディアを活用して集中的に情報発信を実施しており、大変大きな反響があり、私も関係者として手応えを感じているところでもあります。

こうした取り組みにより、国内外で着実に認知度が向上している甲州ワインですが、平成21年度から取り組んでいる海外プロモーションは、苦しみながらも採算性を度外視して取り組んでいる状況にあると聞いております。これまで海外ではどのような評価が得られているのか、また、本年2月にも活動が行われましたが、どんな収穫があったのか伺います。

横内知事 委員御指摘のEU輸出プロジェクトによりまして、甲州ワインは、ワインジャーナリストを初めとするワインの専門家から高い評価を得ておりまして、これまでもイギリスの新聞であるインディペンデントやファイナンシャルタイムズなどで紹介をされると同時に、ロンドンやパリで開催される国際コンクールにおいて入賞するワインも幾つか出てきております。

また、ことしの2月に行いましたプロモーションでは、より消費者に身近な輸入業者やレストラン関係者を招待いたしまして商談を行ったところでありまして、円安傾向ということもありますので各社とも輸出に意欲を高めていると聞いておりました。早期の取引の成立を期待したいと思っております。

また、こうした様子についてはNHKの取材を通じまして全国にも発信をされたところでございます。

これまで3年間の累計で9社から1万本のワインが輸出をされておりまして、継続したプロモーションによって今後さらに輸出が増加することが期待できると思っております。

保延委員

さて、海外での評価が定着しつつある甲州ワインであります。本年度、首都圏で和食などの料理と山梨ワインの相性のよさをPRするため、日本ワインを愛する会によって、一流ホテルやレストランで年間を通じて行われたイベントは大変な人気で、毎回キャンセル待ちが出たと伺っております。

しかしながら、私は、山梨県民には山梨のワインのよさがまだまだ浸透していないのではないかと考えております。こうした取り組みは、むしろ県内で行われるべきものと考えますが、今後、県内のワイナリー等がこうしたイベントを行う場合、県として支援していくお考えがあるのか伺います。

新津産業労働部長 本年度、日本ワインを愛する会が開催いたしました山梨ワインと料理との相性のよさをPRするイベント、これにつきましては、山梨県産ワインの首都圏におけるブランドイメージの向上を図るために実施した事業でございました。県内では既にワインツーリズムなどを通じましてこうした取り組みがさまざま行われておりますとともに、県におきましてもやまなしヌーボーまつりへの支援とかブランドチャレンジ支援事業などによりまして、消費拡大や知名度向上の支援については取り組んできているところでございます。以上です。

(海外展開の促進について)

保延委員

それでは、次に、予算概要の30ページの海外展開促進費についてであります。県では、平成23年4月に海外展開・成長分野推進室を設置し、これまで中国、タイ、ベトナムを対象とした研究会を開催するとともに、中国の昆山で開催された国際展示会への出展やタイ王国への経済交流団の派遣など、県内の意欲ある中小企業の海外での販路開拓に向けて積極的に施策の展開を図っていると承知しております。

こうした中、明年度は常設型海外展示施設出展支援事業で100万円を実施するとしておりますが、この事業について、常設型出展支援の経緯とどのような効果が期待できるのか御所見を伺います。

新津産業労働部長 経緯でございますが、これまで開催してまいりました中国への販路拡大等に関する研究会、それから江蘇省昆山で行いました国際展示会への出展、これらを通じまして、昆山市内にあります賽格電子市場というところに県内中小企業の工業製品等を常時展示可能なスペース、これを有利な条件で確保できるということになったという経緯でございます。

この賽格電子市場というところには700社を超える中国、台湾の機械電子関係企業が出展あるいは入居しておりまして、これらの企業を対象とした商談が常時可能となるという効果がございます。こうしたことで、本県中小企業の中国における販路開拓、拡大を効果的に推進していけるのではないかとこのことを期待しております。以上です。

保延委員

次に、海外展示会出展支援事業費の600万円について伺います。本年4月にはジェトロ山梨がアイメッセに開設されることとなりました。県内産業の海外展開を推進するには、ジェトロの世界各国に張られましたネットワークや海

外ビジネスに関するノウハウを最大限に活用することが有効であると考えますが、県内中小企業がこの補助金を活用して海外展示会に出展する場合、県とジェットロはどのように連携して支援していくのか伺います。

新津産業労働部長 4月のジェットロ山梨が設置されることによりまして、県内中小企業の製品とか技術にふさわしい展示会の紹介、あるいは海外展示会に設けられますジェットロのジャパンプース、こうしたところへの格安での出展が可能になります。さらには、出展する際には、出展申込みから現地職員による商談サポートまで一貫した支援が受けられることとなります。

こうしたジェットロのネットワークや海外展開ノウハウを最大限利用させていただくとともに、県が県内中小企業の出展を助成することによりまして、県内産業の海外への販路拡大、海外展開が効果的に推進されるものと考えております。以上でございます。

（新山梨環状道路北部区間の整備について）

保延委員

次に、予算概要の63ページの新山梨環状道路計画調査費についてであります。去る3月7日、新山梨環状道路北部区間並びに東部区間について都市計画決定の告示がなされたところであり、これを機に環状道路の全線完成に向け大きく動き出すものと期待をしております。

環状道路はその名のとおり全線がつながり、ぐるっと輪になることによって市街地の渋滞緩和など、所期の目的を達成することができるものであります。県が事業主体となる東部区間については、平成25年度の事業着手を目指すと聞いているところではありますが、国が事業主体となる北部区間についても1日も早い事業着手を待ち望むところでございます。

そこで、新山梨環状道路北部区間の国の事業着手に向けた状況と、今後の県の取り組みについて伺います。

酒谷県土整備部長 国では、都市計画決定の告示を受けまして、明年度、新規事業評価などの事業採択に向けた手続きを進めるとともに、地下水や猛禽類の継続調査などを行う予定と聞いております。

一方、県といたしましては、新山梨環状道路整備促進期成同盟会などと連携をしながら、1日も早い事業着手に向けて国に対し、引き続き強く働きかけたかと考えております。以上であります。

保延委員

北部区間も国の直轄事業でありますけど、県のほうからぜひそういった御意見を上げて、1日も早く実現できるようにお願いをいたします。

（敷島竜王線・田富町敷島線について）

次に、予算概要の63ページの広域連携道路事業費、及び65ページの緊急街路整備事業費についてであります。甲斐市内の県道敷島竜王線及び都市計画道路田富町敷島線で進められている道路事業について幾つかお尋ねします。

新山梨環状道路北部区間やリニア中央新幹線の効果を最大限に活用していくためには、これらの高速交通のインフラに円滑にアクセスができる道路の整備が必要であると考えます。そこで、JR竜王駅や市役所などが立地する甲斐市の中心部からこれらのインフラへの主要なアクセス道路となる県道敷島竜王線と都市計画道路田富町敷島線について、現在、県が事業を実施している箇所及びその事業計画について伺います。

酒谷県土整備部長 県道敷島竜王線につきましては、甲斐市敷島支所から金石橋の間において、平成17年度から延長約1.4キロメートル、計画幅員16メートルの道路事業を実施中であります。

都市計画道路田富町敷島線につきましては、甲斐市大下条において、平成21年度から延長約0.6キロメートル、計画幅員17メートルの街路事業を行っております。また、甲斐市篠原から富竹新田までの間におきまして、平成22年度から延長約1.4キロメートル、計画幅員17メートルの街路事業を実施中であります。以上でございます。

保延委員 県道敷島竜王線は、新山梨環状道路へのアクセス道路であるとともに、環状道路の工事に際しては工事用道路としても利用されることが予想をされます。そこで、現在行われている改良工事の進捗状況と今後の予定について伺います。

酒谷県土整備部長 県道敷島竜王線は、新山梨環状道路北部区間のアクセス道路として利用する予定でありますけれども、現在でも通行車両が多いために、この区間については早急に拡幅を進める必要があると考えております。

また、沿線に敷島北小学校があるために、児童の安全対策として両側に歩道を設置しているところであります。

現在までに用地取得はほぼ完了し、工事の進捗は70%を超えている状況でございます。今後、完成した箇所から順次供用し、明年度中の全線供用を目指してまいるところであります。以上であります。

保延委員 都市計画道路の田富町敷島線は、甲斐市を南北に縦貫する幹線道路であり、地域の交通の拠点である竜王駅や、将来的にはリニア新駅へのアクセス道路としても重要なことから、地域からも早期完成が望まれております。

そこでまず、現在の事業の進捗状況について伺います。

酒谷県土整備部長 JR竜王駅北側の大下条工区約0.6キロメートルにつきましては、現在までに約70%の用地を取得し、工事の進捗は10%程度でございます。

JR竜王駅の南側の国道52号から国道20号までの富竹1工区約0.6キロメートルは、6割程度の用地調査等が終了しておりまして、明年度から用地交渉に着手する予定であります。

また、国道20号南側の富竹2工区約0.8キロメートルは、明年度、甲斐市道のつけかえに関する説明会を実施した後に、用地調査等に着手する予定であります。

保延委員 この道路のうち、現在、事業未着手となっている工区に仲新居工区があります。過去には事業に反対する地権者もいましたが、その後、区長初め地域の代表者が関係者全員の同意を取りつけるなど、地域を挙げて事業化を切望しているところであります。

そこで、この工区の事業化に向け、今後どのように取り組んでいくのかお考えをお聞かせください。

酒谷県土整備部長 仲新居工区につきましては、昨年3月から地形測量などを進めてきたところでもあります。今回の国の大型経済対策による補正予算により、現在工事中の大下条工区の一層の進捗が見込めることになったので、仲新居工区についても明年度から事業化に向け積極的に進めてまいりたいと考えております。

保延委員

県道敷島竜王線や都市計画道路田富町敷島線は、南北に長い甲斐市が一体の都市として機能するための連携強化には不可欠であり、極めて重要な道路でありますので、引き続き早期の全線供用に向け整備を進めていただけるようお願いをいたします。

（道路施設の老朽化対策及び事前防災・減災対策について）

次に、予算概要90ページの緊急防災対策道路事業費についてであります。本会議の鈴木議員の一般質問でもありましたが、道路施設の老朽化対策や事前防災・減災対策について、平成25年度予算での取り組み状況について幾つかお尋ねをいたします。

昨年の中央道笹子トンネルの事故をきっかけに、社会インフラの老朽化の問題に関心が集まっている中、知事は先ごろ、社会基盤の老朽化対策として補正予算を活用し、トンネルや橋梁などを徹底的に検査をし、必要な補修や維持修繕を行うと述べられました。

そこで、新御坂トンネルや愛宕トンネルなどを含むトンネルの点検結果を踏まえた維持管理計画をいつ策定する予定なのか、また、維持管理計画を踏まえる中で、今後どのように補修や維持修繕に取り組むのか、さらには平成25年度予算にトンネルの補修や維持修繕を計上しているのか、あわせて伺います。

酒谷県土整備部長 まず、今回追加提案した予算を活用しまして、トンネルの点検・調査を今年度中に発注することとしております。

この点検結果をもとに、トンネルの維持管理計画を明年度中に策定し、今後は定期的な点検と損傷が深刻化する前に軽微な補修を行う、予防保全型管理の考えを取り入れた効率的な維持管理を行うこととしております。

あわせて、この点検結果に基づきまして、補修等を実施するために、平成25年度において約2億円を計上しているところであります。

保延委員

次に橋梁について伺います。橋梁につきましては、山梨県橋梁長寿命化実施計画に基づき、平成23年度から10年間で投資額が250億円、対象橋梁963橋について優先的に実施すると聞いておりますが、平成25年度の取り組みについて伺います。

酒谷県土整備部長 平成25年度予算におきましては、約25億円を計上し、長寿命化のための補修や耐震補強を168橋で実施する予定であります。

また、追加補正予算におきましても、約5億円を計上しておりまして、ただちに着工できる19橋の補修や耐震補強を実施し、計画の前倒しを図っていくところであります。

保延委員

次に、道路標識や道路照明など、道路附属物の老朽化対策について伺います。一般質問の答弁では、道路附属物については、橋梁と同様に予防保全型管理の考えを取り入れた新たな計画を早期に策定し、将来にわたって効率的な維持管理を行い、安全性の確保に努めていくということであります。

そこで、計画策定のスケジュールや補修、維持修繕、それに伴う平成25年度の取り組みについてお伺いをいたします。

酒谷県土整備部長 道路附属物の老朽化対策につきましては、道路大型標識や道路照明等の施設につきまして、追加補正予算を活用して点検を実施し、その点検結果をもとに、明年度、維持管理計画に着手するところであります。

平成25年度予算では、補修等に要する費用に約4,000万円を計上し、今後は維持管理計画に基づき補修、維持修繕を進めてまいるところであります。

保延委員

最後になりますが、阪神淡路大震災以降、日本の各地で地震や集中豪雨などによる自然災害がふえたことから、被害を完全に防ぐことには限界があり、被害を最小限に抑えるための減災の視点がより重要になってきています。

そこで、自然災害による道路法面の崩落による地域の孤立化対策及び地震直後から人命救助や非常物資の輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路における道路法面などの防災対策について、県ではどのような点検を行い、どのような計画に基づき対策を講じているのか。また、平成25年度はどのように取り組むのかあわせてお伺いをいたします。

酒谷県土整備部長 緊急輸送道路における道路法面などの防災対策につきましては、平成8年度から9年度に道路防災総点検を行いましたけれども、前回の点検から10年以上が経過したために、この平成21年度から23年度に現地調査による見直しを行ったところであります。その結果、1,655カ所について対策が必要であると判断し、孤立化を招く恐れのある箇所や緊急輸送道路を中心に防災対策を進めているところであります。

平成25年度予算では約10億円を計上し、優先度の高い24カ所の防災対策を重点的に進める予定であります。

また、追加補正予算におきましても約16億円を計上しており、23カ所の防災対策を進めていくこととしております。

（医師確保対策事業費について）

渡辺委員

創明会の渡辺でございます。早速質問させていただきます。

予算概要76ページ、医師確保対策について伺います。当初予算では本県医師の地域偏在解消、定着促進を目的に、新規事業として地域医療支援センター運営事業費が計上されています。現況では、中北地域と比べて峡南地域や富士・東部地域では医師数が非常に少なく、医師の地域偏在が生じており、また、産科医など特定の診療科の医師が著しく減少するなど、診療科の偏在も顕在化しております。こうした格差を解消することは県の重要な役目であると思えます。

したがって、こうした取り組みを効果あるものにしていくためには、本県へ就業する医師の絶対数の確保が不可欠であると考えます。山梨大学医学部の入学定員は全国最大規模とのことですが、多くの医学生が県外へ就業すると聞いております。いかに多くの医学生を県内に確保するか、知恵を絞っていかなければなりません。しかしながら、この医師確保対策というのは、各都道府県の共通の課題であり、それぞれが熾烈な医師確保に向けた競争を繰り広げているという現状でもございます。

そこで、本県の医師確保対策のメインの施策は、医師修学資金貸与事業費だと思いますが、平成19年に創設されたこの事業の概要及び、これまでの貸与実人数と県内の医療機関に就職した実人数をまず伺います。

三枝福祉保健部長 医師修学資金は本県の地域医療を担う医師の確保を図るため、将来、県内の公立病院等に勤務しようとする医学部生等に貸与する奨学金制度として、平成19年度に創設をしたものでございます。修学資金受給者が医師免許取得後に一定期間、地域の公立病院等に勤務をした場合に、返還を免除するというこ

ととしております。

これまで山梨大学のほか、県内大学の医学生など491人に対して修学資金を貸与いたしました。このうち143人が大学等を卒業いたしまして、112人が県内の公立病院等に勤務をしております。以上でございます。

渡辺委員

491人のうちの112人というようなことでしたから、少し予定より少ないのかなという印象を受けます。

そこで、本県の場合、山梨大学医学部生におきましては13万円、県外5万円であるのに対して、お隣の長野県、静岡県においては月額20万円。随分見劣りがするわけですが、県は本気で医師確保をするつもりがあるのか疑問を持たざるを得ないところでございます。長野県や静岡県並みにする考えはないのか伺います。

三枝福祉保健部長 静岡県、長野県では、本県より1人当たりの奨学金が多いことは承知をしておりますが、本県の修学資金制度は、貸与者数や、修学資金と連動した山梨大学地域枠の設定数が全国的に見ても多いことから、今後、着実に医師数の増加につながっていくと考えており、当面、現在の支給枠を維持をしまいたいと考えております。以上でございます。

渡辺委員

ちょっと心配かなという思いもあります。

山梨大学医学部は首都圏に隣接していることから、後期試験の定員が多かったこと、こうしたことから、いわゆる首都圏の国公立大学医学部の前期試験で不合格となった学生の受け皿となっています。首都圏出身者の学生が多いのではないかと考えますけれども、山梨大学医学部の学生を出身地別で見たようなデータはあるのか伺います。

三枝福祉保健部長 山梨大学医学部生の出身地は、平成24年度の入学者のうち、県内出身者が27%、県外出身者が73%であります。県外出身者のうち、東京、神奈川、千葉、埼玉の首都圏出身者はその半数、50%でございます。以上でございます。

渡辺委員

想像していた以上に県外の学生が多いという印象があります。

平成23年度から山梨大学では前期試験を廃止して、すべての定員を後期試験としたことから、先ほど述べたような傾向が強まるのではないかと考えています。

ここで提案したいのは、医師確保のターゲットと申しますか、山梨大学医学部ではなく、本県出身で他の都道府県大学の医学部で学ぶ学生にまで広げることだと思います。本県出身医学生のふるさとを思う心、こうしたことに訴えかけるような医師確保対策が有効だと考えますが、所見を伺います。

三枝福祉保健部長 県内の高校から山梨大学を含めた医学部への進学者約60人のうち、県外大学への進学者は毎年度約30人程度でございます。県外大学へ進学した医学生へのアプローチも大変重要なことから、これまでも県外の医学生55人に対し修学資金を貸与しております。

また、本年度は、県外の医学生が大学卒業後に県内で医療に従事をしていただけるよう、知事名の手紙を送付するとともに、医学生向けの研修情報等を掲載しているウェブサイトなどを通じまして情報提供を行ったところであり、県外の医学生にも臨床研修病院の説明会に参加をいただいております。

本県出身の医学生がふるさと山梨で医療に従事していただけるよう、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

渡辺委員

大事な県民の命を守るという重要な事業ですので、引き続きしっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費について）

次に、予算概要の32ページ、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費について伺います。山梨労働局が3月1日に発表した1月の県内有効求人倍率は0.63で、前月から0.01ポイント、わずかではありますが上昇したところであります。

これは、建設業や医療・福祉などの求人数がふえたことから7カ月ぶりに改善したと聞いておりますが、一方で、本県の主力産業であります製造業の求人は6カ月連続で前年同月を下回っており、引き続き厳しい雇用情勢が続くと見られております。

こうした中、県では、国の緊急経済対策に迅速に対応し、明年度当初予算と本年度2月補正予算に各種経済対策交付金等を可能な限り計上して、景気や雇用に十分配慮した施策を実施することとしております。現下の雇用情勢を考えれば、これまでの基金と合わせ、今回、国の補正予算により新たに追加配分された13億円の基金を活用し、一刻も早く雇用の創出を図っていくべきと考えます。また、緊急雇用創出事業については、事業実施後において雇用が継続されることも重要であると考えます。

そこで、来年度から新たに起業支援型雇用創造事業を実施するとのことですので、この事業の内容について伺います。

新津産業労働部長 この事業は、創業後10年以内の若い企業が実施いたします、地域に根ざした事業を支援することにより雇用を創出していこうというものでございます。具体的には、地場産品の商品開発や販路拡大、地域の観光資源を活用した旅行商品の開発、農業の6次産業化、こういった事業を企業に委託しまして、その成長を促すとともに、継続的な雇用の創出を図ろうとするものでございます。

また、事業終了後には、委託先の企業が正社員として雇用するという場合には、一時金として1人当たり30万円を支給して継続雇用を支援する仕組みもあります。以上でございます。

渡辺委員

起業後10年以内の若い企業に事業を委託するということですが、委託ができる若い企業が県内にそんなにあるとも考えられません。県ではどのように委託先の企業を探して、この事業を実施していくのか伺います。

新津産業労働部長 経済センサスによりますと、県内には5,000を超える創業後10年以内の企業があるとされておりますけれども、企業名等は公表されておられません。そこで、現在、関係部局におきまして所管する分野の委託可能な企業の洗い出しを行うという作業を行っております。

さらに、経済団体や金融機関などは別の情報を持っているわけですので、こうした創業後10年以内の企業情報を活用させていただき、対象企業への働きかけを行うことで事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

（障害者雇用安定促進助成金について）

渡辺委員

次に、予算概要73ページの障害者雇用安定促進助成金について伺います。本県の有効求人倍率は、先ほど申しあげました0.7%を下回る水準で推移しております。障害のある方が生きがいを持ち、経済的に安定した生活が営めるようにするために、障害のある方の就職を促進することは県政の重要課題でもあります。

来年度、障害者雇用安定促進助成金が創設されるとのことで、本会議や常任委員会で質疑がされましたが、企業や障害者の方には制度として十分理解されていないのではないかとも思われます。

これまで国の特定求職者雇用開発助成金を補完する形で、重度障害者等雇用促進助成金がありました。現行制度と新たな制度を比較すると、どこがどういふふうになるのか伺います。

新津産業労働部長 改善しました点の第一は、障害者を雇用した企業に対する助成金を支給する期間でございますが、これは、これまで国、県合わせて最大でも2年間ということございましたけれども、この2年間の国が助成する助成金終了後に、県が引き続いて1年間助成することによりまして、最大3年間受給できることといたした点でございます。

2点目は、助成の対象となる障害者の範囲を重度障害者以外にも拡大して、全障害者を対象にすることとしています。以上でございます。

渡辺委員

この障害者雇用安定促進助成金を創設することで、どのような効果を期待しているのか伺います。

新津産業労働部長 これまで助成金を受給した企業に対しまして、昨年7月、調査を実施いたしました。その結果、雇用期間が3年以内の離職者というのが多くて、3年を超えると職場への定着率が高まるという傾向にあることがわかりました。

しかしながら、これまでの制度では3年目には助成金が打ち切られてしまうということですので、新たに県が3年目に助成をいたしまして、企業の障害者の継続雇用を支援していきまして、障害者の職場への定着率向上を期待しているということでございます。以上です。

渡辺委員

大変希望の持てる制度かなと思いますが、この事業を多くの企業が活用し、1人でも多くの障害のある方の就職が実現することを期待しますが、どのような手段で企業に働きかけていくのか伺います。

新津産業労働部長 県の助成金につきましては、最大2年間行われました国の助成が終了する企業に対して行います。ですから、国の助成金を交付いたしております山梨労働局と緊密に連携をとりまして、県の制度を周知していくこととしております。

さらに、就業支援センターに配置をしております障害者就職支援コーディネーターが企業訪問を行いまして、助成制度の活用を働きかけ、障害者雇用の促進を図ってまいりたいということでございます。以上でございます。

（県産果実の輸出拡大について）

渡辺委員

時間がありません。次に行きます。予算概要の37ページ、県産果実海外トップセールス事業費及び果樹王国やまなし輸出戦略事業費について伺います。果実の消費量は若年層を中心として伸び悩んでおり、また、他産地との競争も依然として厳しい状況にあると伺っております。このような中、農業を成長産

業として発展させていくためには、多様な販路を確保し、農家所得の向上を図ることが重要であり、その一つとして海外輸出が挙げられます。

知事は早くから海外に目を向け、平成20年度から台湾や香港などへの販路拡大のため、トップセールスを行ってきました。県産果実は、桃やブドウが主力であり、鮮度を維持した輸送や販売価格などを考慮すれば、東アジア地域の富裕層をターゲットにした輸出拡大へのさらなる取り組みに期待するところでもあります。

そこで、県産果実の輸出について幾つか伺います。まず、輸出は県産果実の重要な販路の一つではありますが、現在の販売実績に占める輸出の割合はどの程度か伺います。

加藤農政部長 平成24年の本県産果実の輸出額をJA全農山梨が公表している販売実績と比較いたしますと、果実全体では約0.8%、主要な輸出品目であります桃では約1.6%となっています。

この輸出額は、甲府市地方卸売市場などの中規模の市場での県産果実の販売額とほぼ同程度でございます。重要な販路の一つと考えています。以上でございます。

渡辺委員 一昨年の東日本大震災の影響で輸出の状況は厳しく、平成23年度の輸出額は平成22年の半分程度まで落ち込んだと聞いておりますが、大震災から2年が経過しました。そこで、震災前後で輸出額がどのように推移したのか伺います。

加藤農政部長 県産果実の輸出額は、震災前の平成22年は2億5,200万円でありましたが、震災後の平成23年は1億2,700万円と半減をいたしました。平成24年につきましては2億3,600万円となり、おおむね震災前の水準まで回復してきたと考えています。

震災前の22年と比較いたしますと、桃で香港向けが約3.5倍と増加いたしました。台湾向けは震災や植物防疫などの影響によりまして約6割減となっている状況でございます。

同じく、ブドウでは香港向けが約1割増となっておりますが、台湾向けは約2割減となっております。以上でございます。

渡辺委員 おおむね震災前に比べてほぼ回復とのことですが、引き続き輸出の増加に向けて取り組まれることと思えます。

そこで、現在の販路はどうなっているのか、また、輸出額の目標はどの程度か伺います。

加藤農政部長 県産果実の主要な輸出先は台湾、香港、シンガポールであります。現地の輸入会社を通じまして高級果物店や日系百貨店などを中心に販売をしているところがございます。

輸出額の目標につきましては、第二期チャレンジ山梨行動計画におきまして平成26年度末で5億円を目標としています。

明年度以降、輸出額が約3倍と伸びております香港向けの桃の上積みを図るほか、回復ができております台湾向けの桃の輸出拡大に努めるとともに、相対的に輸出量が少ないブドウについても積極的な販売活動により底上げを図ることとしています。以上でございます。

渡辺委員 輸出目標の達成に向けて、台湾でのトップセールスを実施すると聞いておりますが、そのねらいと具体的な計画について伺います。

横内知事 台湾は本県の果物の主要な輸出先でございます。特に桃につきましては、他の国や地域向けと比較いたしましても高価格で取引されるなど、魅力的なマーケットでございます。

今、部長からお話ししましたように、震災後、香港向けはむしろふえているにもかかわらず、台湾は落ち込んだままという状態でございますので、ことしは私みずから台湾に参りまして、トップセールスを実施して輸出の回復を図っていきたくと考えております。

台湾に行った折には、検疫当局を初めとする政府関係機関などに対しまして植物検疫の緩和を要請すると同時に、現地の輸入会社や小売店の幹部などに県産果実の安全性と品質の高さをアピールいたしまして、台湾への輸出を促進したいと考えております。

渡辺委員 ただいまの話の伺いながら、海外輸出の重要性を改めて認識したところでございますけれども、国内競争に打ち勝つことも非常に大事なことです。そうしたことも踏まえながら、ぜひ取り組みを強化していただきたいと思っております。

(いじめ・不登校について)

次に、予算概要98ページ、いじめ・不登校対策事業費及び豊かな心をはぐくむやまなし道徳教育推進事業費について幾つかお伺いします。いじめ・不登校問題につきましては、本県においても大きな課題であり、その解決に向けて教育関係者の真摯な取り組みが強く求められております。この問題の解決のためには、学校で直接児童生徒と接している一人一人の教師が、自分の学校や学級でもいじめや不登校が発生し得るとの危機意識を持ち、未然防止に努めるとともに、早期発見、早期解決のため、学校、教育委員会や保護者など、関係者が一体となって対応することが何より大切であります。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することにより、児童生徒への支援の充実を図ることが必要であります。そのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、より地域を知る者を配置するなど、適材適所となるような人員配置でなければなりません。

そこで、だれが、どのような観点で人員を配置しているのか、また、配置をするだけではなく、資質向上のためにどのように取り組んでいるのか伺います。

瀧田教育長 県教育委員会が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの居住する地域、相談業務の継続性や小中連携などを考慮し、配置しております。

また、それぞれに臨床心理や社会福祉に関する高度に専門的な知識や技術を有しておりますが、さらに学校におけるカウンセリング等の事例研究や情報交換を行う研修会を開催し、資質の向上を図っているところでございます。

渡辺委員 この問題に対してのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをどのように拡充していくのか、その点を伺いたしたいと思います。

瀧田教育長 明年度は、いじめの認知件数が多い小学校を15校ふやし、全体で56校、スクールカウンセラーを配置してまいります。

また、県立学校においてはこれまで未配置でございましたが、継続して引き続き支援が受けられるよう、新たに2名を配置してまいります。以上でございます。

ます。

渡辺委員 次に行きます。いじめ・不登校など児童生徒の問題行動の早期発見、早期解消のための相談体制の充実だけではなく、未然防止という観点から心の健全育成を図る道徳教育が非常に重要であると考えます。

そこで、本県の児童生徒の規範意識や思いやりといった道徳性は、全国と比較してどのような状況であるのか伺います。

瀧田教育長 昨年4月に実施されました全国学力・学習状況調査で、児童生徒の道徳性に関する調査が実施されたところでございます。この中では、道徳性に関する質問に対し、本県児童生徒の肯定的な回答はすべてにおいて全国平均を上回っており、高い規範意識、思いやりを持っているものと考えております。

渡辺委員 本県の児童生徒に豊かな心をはぐくむため、今後、道徳教育をどのように取り組んでいくのか伺います。

瀧田教育長 道徳教育の充実、改善のために、すべての学校の道徳教育担当者に対し、指導方法や授業づくりなど、実践的な研修を行うほか、小中学校指定校を設け、授業改善などを行い、他の学校に広めてまいります。

また、さらに、保護者や地域の方々とともに道徳の授業に参加していただくほか、道徳に関する情報や意見を交換し合う教育懇談会等を開催し、学校、家庭、地域が連携した道徳教育の一層の推進を図ってまいります。

渡辺委員 以上で質問は終わります。子供の将来に対してはしっかりとした取り組みをよろしく願います。ありがとうございました。

(ソーシャルビジネスについて)

皆川委員 創明会の皆川です。

最初に当初予算概要22ページのソーシャルビジネス人材育成促進事業費について伺います。子育て支援や高齢者対策、まちづくり、また、地域の活性化など、さまざまな社会的課題をビジネスの手法を用いて解決するといういわゆるソーシャルビジネスは、身近なところで多くのビジネスチャンスがあり、この分野への参入を促進していくことは、本県の経済活動を活性化することにつながるものと考えます。

そこで幾つか質問をいたします。まず、この事業の対象者についてと、またあわせて、この事業はどのような内容なのか伺います。

新津産業労働部長 ソーシャルビジネスには、NPO法人や株式会社など、多様な事業主体が参入可能でありますので、起業家を育成するスクールを開催するというこの事業におきましては、NPO法人や株式会社に加えまして、ソーシャルビジネスを起業しようとする強い意欲を持つ市民グループ、個人など、幅広く対象としています。

また、事業内容でございますが、この事業では起業家育成スクールを設けまして、ソーシャルビジネスを起業するために必要な知識というものを、事業設計や資金調達、マーケティングなど、6本の講座を開催いたします。また、まちづくりや子育て支援、環境などの分野ごとに分かれてワークショップを開催して、受講生自身がビジネスプランを作成できるように支援をしております。

以上でございます。

皆川委員 平成23年度、24年度に、新しい公共支援基金事業を活用して、ソーシャルビジネスによる新しい公共の担い手育成事業というものを実施していたと記憶しておりますけれども、これとの関連はどうなっているんですか。

新津産業労働部長 新しい公共の担い手育成事業におきましては、基金を活用いたしまして、起業家を育成するためのスクール、それからビジネスプランコンテスト、企業とのマッチングフェアなどの事業を実施してまいりまして、ソーシャルビジネスの担い手、特にリーダーの育成を図ってきたところでございます。

この基金事業が終了しましたので、これに続きましてソーシャルビジネスへの新たな参入者をふやしていくために、起業家育成スクールを継続実施しているとするものでございます。以上です。

皆川委員 この新しい公共の担い手育成事業でも資金調達の講座を実施したと聞いておりますけれども、ソーシャルビジネスにおける資金調達というのは、新規に起業をしようとしている者にとっては一番重要であり、また、かつ大変困難な課題であると思います。これをクリアできないと対応できませんので、この点、どのように対応していったらいいのか、お考えをお聞かせください。

新津産業労働部長 資金調達的手段には、県や政策金融公庫などの融資、企業からの寄附など、さまざまございますけれども、現在、金融機関と事業者が協力して資金調達のモデル事例や資金調達手法、こういったものを盛り込んだマニュアルを今、作成しております。

明年度は、こうした既存の資金調達制度のPRを実施しますとともに、新たに国の補正予算で創設されました起業支援型地域雇用創造事業、これにはコミュニティビジネス、ソーシャルビジネス等も参入できますので、こうしたものを活用してスムーズな産業を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

皆川委員 非常に身近ないいビジネスになると思うのですが、やっぱり資金を調達するというのは大変だと思うんですよ。今の答えだとちょっと納得できないけれども、一生懸命みんな支援してやってほしいと思います。

(行政評価システムについて)

次に、予算概要の107ページの行政評価システム推進費についてお尋ねいたします。県では、平成22年度からアドバイザーによる公開形式での外部評価、いわゆる山梨版事業仕分けというものを実施しておりますけれども、この事業仕分けは民主党政権において、国の不要な事業や予算を削るための手法として鳴り物入りで導入されまして、大分マスコミも取り上げまして、国民も大変関心を持ったところであります。しかしながら、国の事業仕分けは法的な拘束力がなく、廃止や見直しの判断が出たにもかかわらず、各省庁が仕分け結果を尊重しないケースが続出するということになりまして、単なるパフォーマンスに終わってしまったのではないかという感が否めません。

こうしたことに対し、昨年末に発足いたしました自民党の安倍政権では、事業仕分けを廃止し、新たに設置した行政改革推進会議において、国、地方、民間の役割分担の再検討や事業見直しの徹底などに取り組んでいるところですが、県においては来年度もアドバイザー評価を実施するとのこととあります。

改めてアドバイザー評価を実施する目的と、本年度の実施経過について、まずお伺いいたします。

芦沢知事政策局長 アドバイザー評価は、事務事業のあり方につきまして客観的で透明性の高いプロセスのもと、専門的な立場からの御意見をいただくこと、及び評価の過程を通じまして職員の意識改革を促していくことを目的しております。

本年度は、対象となりました32の事業と3つの公共施設について評価を受け、その評価結果を踏まえまして、明年度予算では4事業を廃止し、2事業について来年度末をもって廃止することとしたところでございます。また、他の26事業2施設につきましては、実施方法等の変更や事業の拡大などを行うこととしたところでございます。以上でございます。

皆川委員 行政評価アドバイザーは、地方行政を専門とする大学教授とか、前甲府市代表監査委員とか公認会計士の3人で構成されていますけれども、アドバイザー評価の対象事業は10部局32事業に及んでいるわけでありまして、その中には福祉や教育、産業などに係る業務を含んでおります。

このため、より多くの視点からアドバイスを受けるほうが合理的ではないかと思えます。また、より多くのアドバイザーを任命する必要があるのではないかと思えますけれども、県では来年度も3人で実施することとしております。どのような考えでアドバイザーを選任しているのか、もう一度お聞かせください。

芦沢知事政策局長 アドバイザーには、各部局が作成する自主点検シートをもとに、事業における活動量や成果を、施策効果や費用対効果の視点から客観的に評価していただくこととしていただいております。こうしたことから、アドバイザーは委員の御指摘にございましたが、県行政や企業経営、監査などに関する専門知識や経験を有する方の中から選任しておりますので、人数は3名ではございませんけれども、十分に対応していただけるものと考えております。以上でございます。

皆川委員 どうして3人にこだわるのか、ちょっとそこがわからないんです。4人じゃだめなのか。

芦沢知事政策局長 その点につきましては、3人、4人、5人で果たして何人がいいかというのはもちろん議論があろうかと思えますけれども、もちろん報償費を払いますので対応していることでございますから、少ない費用で最大の効果が得られるような、また、おおむね3人であれば、先ほど申しましたような各分野の専門家の方を委嘱できると、そのような判断がございまして、以上でございます。

皆川委員 時間がありませんので次に行きますけれども、アドバイザー評価については1事業当たり35分という短い時間で、事業説明や質疑・議論、評価とその説明というのをやるわけですね。そして、それで廃止、見直しということで評価を行っているわけです。評価をする事業の数や日程などの都合で、1つの事業にかけられる時間というのは恐らく限りがあるということはわかりますけれども、アドバイザー評価に説明者として出席した職員などの意見を聞きますと、もう少し議論する時間が欲しかったという声も聞いております。実施する以上は、十分な審議を行っていただきたいと思えます。

そこで、来年度はどのような見直しを考えているのかお聞かせください。

芦沢知事政策局長 明年度におきましては、限られた財源や人材を効果的、効率的に活用できる制度としていくために、審議がより充実するよう、十分な審議時間を確保するほか、対象事業を選定するに当たりまして、アドバイザーの意見をより反映できるようにするなど、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

皆川委員 時間を十分にかけてやっていただければありがたいと思います。

（看護師確保対策について）

次に、予算概要の79ページの看護師等修学奨励費についてお尋ねいたします。県では平成23年3月に第7次看護職員需給見通しを作成しておりますが、これによりますと、看護職員の不足数は、平成23年末に201名となっており、その後、平成24年末には一旦増加した後、徐々に解消されて、平成27年末において96人不足するとの見通しになっております。この需給見通しでは、平成24年末の就業看護職員数は8,976人となっており、平成23年末から132人増加するとされていますけれども、実際どうなっているのか、まず現在の就業看護職員数についてお伺いいたします。

三枝福祉保健部長 県内全体の就業看護職員数につきましては、業務に従事する看護職員から2年に一度提出をされます看護職員業務従事者届、これを集計することにより把握をしておりますが、平成24年12月末現在の人数につきましては、現在、集計中でございます。

なお、県内60の病院に勤務をいたします看護職員数につきましては、毎年行います立ち入り調査の結果をもとに集計をしております。平成24年は6,156人と、昨年と比較して84人増加をしております。以上でございます。

皆川委員 まだ集計途中ということですか。集計途中じゃしょうがない。わかりました。

次に、看護職員を取り巻く環境は大きく変化しております。医療現場から、まだまだ看護職員が不足しているという声があります。入院患者の高齢化・重度化、医療技術の高度化に対応しながら、患者に対し良質な医療を提供していくためには、看護職員の配置を手厚くする必要があります。

こうしたことから平成18年度の診療報酬改定において、いわゆる7対1看護の入院基本料が導入されておりますけれども、手厚い看護体制がとられてきているということになると思います。しかし、一方では7対1看護の導入によりまして看護職員不足が拡大するという面もあるし、看護職員の需要は一層高くなってきているのではないかと考えられます。

そこで、7対1看護体制を導入している医療機関はどのような医療機関なのか、また、既に7対1看護体制をとっている医療機関は現在どのくらいあるのかお伺いいたします。

三枝福祉保健部長 7対1看護職員配置は、救急患者や重篤な患者に対して急性期医療を提供する病院で導入をされておまして、平成24年末時点で11病院が導入をしております。以上でございます。

皆川委員 例えば療養型は、看護師は余り要らないんじゃないですか。だから、主に急性期と言っているんですね。わかりました。

次に、医療が高度化・専門化している中で、7対1看護体制の拡大に向けて

看護職員の確保対策を強化していかなければいけないと思うんですけども、当初予算では看護職員の養成、県内定着の促進のために修学奨励費の支給、潜在看護職員の復職支援などに関する予算が計上されています。看護職員を確保するためには、まず養成施設に通う多くの学生に県内の医療機関に就業してもらうことが重要であると思います。

そこで、看護師等修学奨励費について、昨年度と本年度の修学資金の貸付件数、貸付額と同時に、就職した修学資金貸与者の県内就職率についてあわせて伺いいたします。

三枝福祉保健部長 看護職員修学資金の貸付件数、貸付額につきましては、平成23年度は281件、1億926万8,000円、平成24年度は288件、1億1,196万3,000円となっております。

また、就職した修学資金貸与者の県内就業率につきましては、平成23年度は97.5%でございます。平成24年度は現在調査中でございます。以上でございます。

皆川委員 97.5%ですか。悪くないということですね。もちろん修学資金を出しているからね。わかりました。

次に、県内最大の公的な看護師の養成機関である山梨県立大学の看護学部に関連いたしまして、予算概要96ページの県立大学運営費交付金についてお尋ねいたしたいと思います。県では、山梨県立大学の運営に対し、10億3,900万円余の交付金を計上しております。この中には、看護学部の運営に関する経費も計上されておりますが、県立大学の使命として、看護師の養成のみならず、看護学部卒業生の県内への就職に取り組むことが重要であります。

そこで、現在、県立大学看護学部卒業生が県内にどれくらい就職しているのか伺いいたします。

田中総務部長 県立大学看護学部卒業生の県内への就職率でございますが、最初の卒業生である平成20年度が43.1%、21年度が45.4%、22年度が42.4%、そして直近の23年度の卒業生が49.5%となっておりまして、県内への就職率は上昇傾向でございます。以上でございます。

皆川委員 それでも半分ぐらいは県外へ行っちゃっているってということですね。その要因といいますか、どの辺にあるというふうに分析していますか。

田中総務部長 一つには、看護学部在籍する学生の約4割が県外出身者でございますが、地元の病院に就職する傾向がございます。また、県内出身者を含めまして、学生全体がキャリアアップの志向が高くて、最先端の医療に従事したいという希望から、東京周辺の大学病院などに就職する学生も多いことなどが要因と考えております。以上でございます。

皆川委員 大学においても恐らくさまざまな取り組みをしていると思いますが、現在大学ではどのような取り組みを行っておりますか。

田中総務部長 県内就職のための取り組みについてでございますが、県内医療機関等へのインターンシップのあっせん、就業環境アドバイザーによります学生への情報提供、大学と県内の医療機関による合同説明会の開催、それから県内に就職した卒業生と在校生の意見交換会などを行っております。

また、主な就職先として県立中央病院がございますので、そこと連携いたしまして、病院職員と大学関係者によります実習指導体制や就職状況などの情報交換を行いますとともに、中央病院に就職した卒業生と在校生の交流会を開催しております。

さらに、本年度、推薦入試制度の見直しを行いまして、県内医療機関などへの就業に強い意志を有するというのを推薦の条件にしたところございまして、このような取り組みを通じて県内の就職を一層促進してまいりたいと考えております。以上でございます。

（甲府駅周辺地域における中心市街地の活性化について）

皆川委員

それでは、最後の質問に移ります。予算概要43ページの甲府駅周辺地域商業活性化支援事業費補助金についてお尋ねいたします。この補助金は、甲府駅周辺地域における中心市街地の活性化に向けた2つの取り組みに対して助成するものでありまして、補助先は甲府商工会議所と甲府駅南口まちづくり研究会とありますが、それぞれの具体的な事業内容についてお伺いいたします。

新津産業労働部長

まず一つは、駅北口におきまして、昨年の県立図書館の開館や、今月25日オープンの中州夢小路の開業効果を中心商店街まで波及させるため、甲府商工会議所が行います露店イベントやスタンプラリーなどを助成するものでございます。

もう一つは、平成21年から甲府駅南口のまちづくりについて自主的に研究をしている「甲府駅南口のまちづくり研究会」が行う甲府駅南口修景計画にあわせた商店街の再整備についての調査・研究に対して、助成するものでございます。以上です。

皆川委員

露店イベントということで、中心市街地活性化のためにイベントを開催するというのを今、言っておりましたけれども、私は一過性のイベントを幾らやっても、活性化は、その効果は限定的だと思います。日本でも有数の長寿のまちとして全国から注目されております長野県佐久市では、長寿のまちの象徴として、平成15年に健康のまま長寿を全うするという意味の「ぴんぴんころり」から命名しました「ぴんころ地蔵」というのを建立したところ、健康長寿にあやかるうということで県内外から年間15万人もの参拝者が訪れ、大変なにぎわいとなっているとのことでもあります。

甲府市中心商店街でも1月にサンリオの人気キャラクターのキティちゃん神社というのを建立しましたがけれども、3日で撤去されてしましまして、現在は銀座街のまちの駅に設置されて、買い物客の目を楽しませていると言われております。今回、結果的にはキティちゃん神社というのは目的が達成できなかったのですが、この発想自体は非常に私はいいと思うんです。いろいろな単なるイベントをやるよりは、こういうことをやるといいと思う。

そこで、商店街活性化のために、地域資源や独自の文化など、特色を生かした取り組みが必要だと考えますけれども、このような取り組みに対する支援について、どういう考え方を持っているかお伺いしたいと思います。

横内知事

委員の御指摘のように、イベントが一過性ですと、なかなか活性化には結びつかないものでございまして、やっぱり継続して行われていくためには、地域の文化とか資源に根ざしたイベントが望ましいというのはおっしゃるとおりだと思います。

最近はそのようなイベントも徐々にふえてきているようでございまして、甲府

市の中心市街地では「第2土曜日+マルシェ」というようなものが行われて、甲州ワインとか甲州地鶏などの地域資源を活用したイベントが、大変にぎわっているということのようでございます。

また、甲府市では来年度から、地域文化を生かした特色のあるイベントを行う、自主的なそういう取り組みをする小グループを支援していきたいという計画を持っておられるようでありまして、県としても大変結構なことだということで、甲府市と連携しながらそういうものに対して支援をしていきたいと思っております。

皆川委員

イベントも一過性に終わらせずに、継続して何回も繰り返すことによって定着していった、地方の文化を形成することになると思いますので、ぜひ県はその辺に力を入れて支援をしてほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

（地方税滞納整理推進機構設置事業について）

樋口委員

それでは、始めます。

106ページ、107ページの改革続行チャレンジの中の、そこから3つほど予算について質問しますが、まず106ページの地方税滞納整理推進機構について伺います。県では、自主財源である県税収入の確保を図るため、第二期チャレンジ山梨行動計画の中で、平成26年度末には県税徴収率96.1%を目的として設定をし、税収確保対策に取り組んでいます。平成23年度決算を見ますと、徴収率は95.9%で、県税の滞納繰越額のうち個人県民税が74.3%と最も割合が高く、目標を達成するには、この税目の滞納繰越額の縮減が重要と考えます。個人県民税については、市町村が賦課徴収を行う仕組みなので、市町村と連携した徴収対策を推進していく必要があります。

こうした中、県では、来年度当初予算において、地方税滞納整理推進機構設置事業費を計上しています。推進機構は、平成20年度に市町村と共同で設置をし、市町村と一体となって、個人住民税を中心とした市町村税の滞納整理の推進に取り組んでいると承知をしています。

そこで幾つか伺います。まず、推進機構は、どのような組織、体制で徴収事務を進めているのか伺います。

田中総務部長

推進機構は県総務部次長を委員長といたしまして、副市町村長等をメンバーといたします委員会を意思決定機関とする組織でございます。

滞納整理等の業務については、今年度は4名の県職員を常駐させ、50名の市町村職員に併任発令をして行っております。

また、地方税滞納整理の専門家3名を特別アドバイザー、弁護士、税理士、警察官OBの3名をアドバイザーにそれぞれ委嘱いたしまして、相談、助言を行っております。以上でございます。

樋口委員

きょう、午前中も質疑応答、議論がありましたけれども、まさに大事なこの事業でありまして、その体制のもとに、これまでどのような取り組みを行ってきたのかお伺いします。

田中総務部長

市町村税の滞納整理は本来、市町村の責任において行われるべきものでございますが、推進機構は市町村単独では処理が難しい高額・困難な滞納案件を引

き継いで処理を進めてきたところでございます。

平成23年度までの4年間の合計で、延べ7,808件、約200億円の案件を引き継ぎ、預貯金や不動産等の差し押さえ、自宅や事務所の捜索、タイヤロック装置を用いた自動車の差し押さえ、インターネット公売、さらには滞納処分執行停止などの滞納整理を行ってきたところでございます。以上でございます。

樋口委員 成果について伺います。推進機構はどのような面で効果があり、また、これまでにどのような成果を上げてきたのか伺います。

田中総務部長 成果についての御質問でございますが、これまでの取り組みを通じまして、捜索やタイヤロックなど、新しい滞納整理手法の導入などの徴収技術の向上や、毅然として滞納処分を行う姿勢の浸透などの意識改革が図られまして、市町村職員の徴収能力の向上に効果があったと考えております。

また、成果といたしましては、4年間の滞納整理額の合計で、目標として56億円を設定しておりましたが、これを上回ります約64億円の実績を上げております。個人県民税の徴収率の全国順位につきましても、平成19年度は46位でございましたが、23年度には41位まで改善をしたところでございます。以上でございます。

樋口委員 県税の約3割を占める個人県民税であり、成果を上げ続けてもらいたいと思うわけでありませけれども、成果を上げる一方で、さまざまな課題も抱えているとも聞いているところでありまして、どのような課題なのかを伺います。

田中総務部長 課題についてでございますが、推進機構は、滞納整理については所期の成果を上げることができた一方で、市町村税全体の徴収率は、先ほど御説明申し上げましたとおり、依然として全国最下位クラスでございまして、一部の市町村におきましては、徴収技術を身につけた職員が短期間で他部門に異動してしまうなど、推進機構の取り組みが徴収部門の組織体制の強化につながっていないということ、このため、徴収技術や毅然とした姿勢が継承されていかない。この結果、差し押さえや公売、さらには滞納処分の執行停止が依然として不十分な市町村があることが課題であると考えております。以上でございます。

樋口委員 推進機構は平成22年度末で、20年、21年、22年、当初の3年間の設置期間が経過をしましたがけれども、市町村からの要望があり、さらに3年間延長したと聞いております。個人県民税の税収の確保の観点から、今後、設置期間が終了する平成26年3月、来年度末以降についても、引き続き推進機構を継続していくことが必要であると考えますけれども、所見を伺います。

田中総務部長 今後の方針についてでございますが、推進機構は所期の成果を上げてきたところでございますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、必ずしも市町村の徴収部門の組織体制の強化にはつながっていないということが課題でございます。したがって、今後は市町村の自立した徴収体制の確立を図るために、滞納案件の処理を中心とする支援から徴収部門の組織体制の強化につながる支援に転換をしていきたいと考えております。

具体的な支援方法につきましては、市町村の意向を十分勘案する必要がございますので、昨年10月に、県と市町村の代表をメンバーといたします地方税徴収対策検討会を設置して、検討を進めているところでございます。以上でござ

ざいます。

樋口委員

2期6年が過ぎても、さらに徴収のための組織強化、あるいはその手腕の、力量の強化ということでありますから、ぜひその方向で議論を、市町村と連携をとって強化をしてほしいと思っております。

（公共事業評価委員会運営事業について）

次に、同じページの公共事業評価委員会運営事業費について伺います。本県では公共事業評価を取り入れて、事業の必要性や優先度を検討した上で公共事業を実施していると承知をしております。これからの社会資本整備に当たっては、ばらまきとも言えるような事業実施はノーであり、当たり前のことではありますが、限られた財源を有効に活用するため、県民にとって必要性の高いインフラ整備を選択して、重点的な事業実施を進めることが肝要であり、例えば、以前、代表質問で申し上げました中心市街地の活性化と、安全・安心を進める都市計画道路和戸町竜王線や一級河川濁川の一体的な整備、また、次世代を担う大切な子供の命を守り、児童生徒が安心して通学できる歩道の整備などは早急に事業を進めることが必要とされています。

また、昨年12月の中央道笹子トンネルの天井板落下事故を契機として、インフラの老朽化対策が大きな課題となっているとともに、東海地震や大規模な土砂災害である深層崩壊など、大きな被害を及ぼす自然災害への対応も喫緊の課題になっており、県民の命と暮らしを守る事業の推進が強く求められています。

本県では、公共事業を効率的に実施するために、山梨県公共事業評価委員会を第三者機関として設置した公共事業評価システムを導入しており、この委員会の運営費を平成25年度当初予算に計上をしております。

そこで、この公共事業評価について伺います。まず初めに、公共事業評価とはどのような内容であるか伺います。

酒谷県土整備部長 公共事業評価の趣旨は、限られた財源を有効に活用するために、事業の実施段階に応じた評価を行い、効果的、効率的な実施を図るとともに、事業の予算化など、実施過程の透明化を図ることにあります。

評価は、事前評価、再評価、事後評価に分かれておりまして、事前評価においては経済効率性や事業規模、手法、計画熟度などの観点から事業実施の是非を、一方、再評価におきましては、時間管理、コスト縮減などの観点から事業継続の是非を評価します。また、事後評価におきましては、事業貢献度や改善措置の必要性などの観点から、事業の達成度を評価することとしております。

評価は事業を所管する各部局で行い、一定規模以上の事業などについては、さらに公共事業評価委員会に諮ることとしております。以上であります。

樋口委員

次に、公共事業評価を実施するに当たって、山梨県公共事業評価委員会を設置していますけれども、この委員会とはどのような方々から構成をされているのか。また、委員の任期はいつまでかを伺います。

酒谷県土整備部長 評価委員会は、県民生活、産業経済に関する知識や経験を有する一般委員と、公共事業に関する専門的な知識を有する専門委員で構成されておりまして、現在の委員は、平成24年4月に委嘱されておりまして、その任期は2年となっております。以上であります。

樋口委員 その評価委員会の役割、あるいは最近の活動の状況について伺います。

酒谷県土整備部長 まず、評価委員会の役割でありますけれども、事前、事後評価につきましては総事業費10億円以上の事業、それから再評価につきましては対象となるすべての事業について、事業実施の妥当性や整備効果などの審議を行い、知事に意見の具申を行うことであります。

次に、活動状況でございますけれども、平成24年度は現地視察1回を含む、計5回の委員会が開催されております。事前評価は、国道140号新山梨環状道路東部区間など7事業、再評価は南アルプス市桐の木沢砂防事業など5事業、事後評価は、国道411号塩山バイパスなど14事業、合わせて26事業についての評価を行っていただいたところであります。

樋口委員 過去の事業、現在の事業について、この委員会がその職責に沿って活動されているということでもありますけれども、次に、評価委員会が審議を経て取りまとめた、今年度の個々の事業に対する意見はどのような内容なのか伺います。

酒谷県土整備部長 事前評価につきましては、事業実施の妥当性について御審議いただき、いずれの事業も実施が妥当であるとの意見でありました。再評価につきましては、進捗状況や経済効率性などについて御審議をいただき、3事業は現計画どおり継続が妥当、残り2事業は工期や計画内容を見直した上で継続が妥当との意見でありました。事後評価につきましては、事業の貢献度や事業実施による環境の変化などについて御審議をいただき、事業の整備目標が達成できたとの意見でございました。以上であります。

樋口委員 わかりました。

ところで、過去に評価委員会から中止と意見されたような事業があるのか伺います。

酒谷県土整備部長 これまで、評価委員会において中止との意見をいただいた事業は7件あります。その内訳は、芦川ダム、笹子ダム、米倉山公共下水道、及び林道焼山沢真木線など林業事業で4件となっております。以上であります。

樋口委員 その時代の要請といいますか、流れの中での中止の評価ということでもありますけれども、まさに今、そういう評価がされてはいけないわけでありまして、さまざまな事業の中できちんと県行政として、あるいは評価委員としての役割がますます重いのかなと思います。

最後に、県では、評価委員会からいただいた意見をどのように反映をして、事業を実施しているのかについて伺います。

酒谷県土整備部長 評価委員会からの意見に対しましては、その内容を踏まえ、個々の事業を十分検討した上で、事業の中止や計画・工期などの見直しを行っているところであります。また、委員会の審議過程におきましては、環境への配慮を再評価の評価項目にすること、あるいは県独自の基準を追加して、道路事業の便益を算出すべきなどの意見がありまして、これらの意見につきましては、内部で検討の上、次年度の評価に取り入れているところでございます。以上であります。

(高度化資金債権管理事業について)

樋口委員 次のページ、107ページの高度化資金債権管理事業費について伺います。

高度化資金については、昨年9月議会において、経営の破綻などにより貸付金の完済が見込めない味のふるさとほか6件の不良債権について、債権譲渡及び債権放棄の議案が提出され、これを承認したところであります。今後の県民負担を最小にするためにはやむを得ない措置であったものと考えますが、県民に多大な負担を求める結果となり、今後は二度と同じようなことが起こらないよう、万全な措置を講じていくことが何より大事なことと考えます。

第三者委員会の報告書では、高度化資金のように多額の融資を行うには、県庁の組織、体制、及び能力が十分でなかったことが指摘をされておりました。したがって、今回、債権管理業務等を債権回収会社に委託するとの内容を見て、着実に改善が図られていくものと期待するところであります。

そこで、まず、現在の高度化資金の貸付残高はどの程度あるのか伺います。

新津産業労働部長 平成24年2月末現在の高度化資金の貸付残高は14団体、58億円余りでございます。

樋口委員 現在においても14団体で58億円余の貸付残高があるというのは、決して少なくない額であります。県では第三者委員会の提言を踏まえて、民間金融機関等の専門家を含めた高度化資金改善策プロジェクトチームを設置をし、改善策をまとめ、私も昨年9月議会の農政産業観光委員会で報告を受けたところであります。

その中では、貸付限度額の設定や、貸付審査会の拡充、経営状況のモニタリングの強化、債権保全措置の強化などの改善策とともに、債権管理回収業務の債権回収会社等への委託を検討することとされておりました。今回のこの委託は、それを受けて検討した結果だと思っておりますが、先ほどの14団体、58億円余のすべてを対象とするのかお伺いをいたします。

新津産業労働部長 14団体のうち、貸付の種類が基金運用貸付や市町村の負担金による償還などの団体がございます。それで、公益財団法人やまなし産業支援機構、それから、甲府国中地域地場産業振興センター、ほか2団体の計4団体につきましては、債権管理の必要がないだろうということで委託の対象から除外することとしておまして、したがって、委託する債権は10団体33億円余を対象としています。

樋口委員 今、部長が答弁で話された団体は、非常に公共性が高い団体という理解でいかというふうに思いますけれども、そうではない、残りの団体については、貸付時には健全な財務状況であった組合も、高度化資金は20年という長期間にわたって償還を続けていくものでありますから、中には経営状況が悪化する組合が出てくることも想定されるところであります。

今後はモニタリング等によって、貸し付けた組合等の経営状況を適切に把握をするとともに、必要な債権保全措置を確実に実施していくことが肝要であると考えます。また、第三者委員会の報告書にも、不幸にして貸付先の業況が悪化した場合の回収の極大化の観点から、早い段階で破綻処理することの必要性についても指摘がなされています。

そこで、このような観点を踏まえて、どのような業者にこの業務を委託するのか、また、その方法及び選定スケジュールについてお伺いをいたします。

新津産業労働部長 委託先といたしましては、債権回収会社、いわゆるサービサーを想定しております。これは、債権管理とともに債権回収のノウハウも必要であるからで

ございます。

選定方法につきましては、委託業務の実施方法を提案をしていただく公募型プロポーザル方式、これによりまして業者を選定することとしております。

スケジュールでございますが、提案書の審査やヒアリング等の手続におおむね3カ月の期間を要すると見込んでおりますので、7月から委託を開始する予定でございます。以上でございます。

樋口委員

7月から委託を行うとの説明をいただきましたけれども、この金額でいきますと、1年に換算すると1,000万円を超える委託額が必要となると思います。今後、高度化資金が完済されるまでには、同程度の金額を毎年継続して支出をすることになると考えられます。

そこで、1,000万円を超える委託額を有効なものとしていかなければなりません。債権管理業務を委託することによって、県の行政運営上、どのような効果が期待できるのかお伺いします。

新津産業労働部長 第三者委員会からは、県の組織体制に問題があったとの指摘を受けているところでございます。この債権管理業務の委託によりまして、県職員に比べ、専門的知識やノウハウを有する債権回収会社の有効な指導、強力な監督が期待できると考えております。

また、この委託によりまして、職員2名の削減が可能となります。以上でございます。

樋口委員

金額が大きい事業でありまして、また、本当に大事な事業でもありますから、それが巡り巡って県民の負担にならないように、しっかりとスケジュールに沿った事業の進展を望みます。

(防災新館の供用開始に伴う諸施設の運営について)

次に、防災新館の整備事業にかかわるものについて、28ページのジュエリーミュージアム整備事業費、88ページの県庁舎耐震化等整備事業費、100ページの生涯学習推進センター運営費について質問をさせていただきます。

先日、東日本大震災から発災2カ年を迎え、改めて防災力の強化や減災対策の重要性を確認したところでもあります。県の防災拠点が仕上がるということと、かつ、県下で初めて役所そのものがにぎわいの創出拠点ともなる。そして県政最重要課題と知事がおっしゃられている3つの課題のうちの一つであります。甲府市中心部の再整備の大きなポイントとなるこの事業は、あらゆる面で注目をされる事業でありまして、その事業が一つの局面を迎えるのではないかなと思っております。

ただ、局面を迎えますけれども、なかなか県民にぴんと来ない。私自身も勉強不足で、きょう、この機会に少し掘り下げてお聞きをしたいなと思っております。

初めに、防災新館にはどのような県行政部署が入居するのかを、その前のスケジュールからお聞きをしたいと思います。甲府市役所の新庁舎は今月中に引き渡しを受けて、仮庁舎から引越をする期間を設けて、ゴールデンウィーク明けから新しい庁舎の完全供用開始になります。防災新館はPFI事業による整備事業であります。9月28日、土曜日、グランドオープンと聞きました。業者からの引き渡しはいつで、各部署がどのように業務をスタートさせていくのか、まず伺います。

- 田中総務部長 防災新館でございますが、大規模災害の発生時に県民の生命と財産を守る防災拠点としての役割を果たすために、2階と5階から9階には警察本部、4階には災害対策関連部署であります防災危機管理課、治水課、砂防課を配置することとしております。また、2階と3階には教育委員会各課室が配置されることとなっております。
- 本年の8月の末には引き渡しを受けまして、その後、閉庁日を利用して各課室の移転を順次行い、移転が済んだところからそれぞれ業務を開始する予定でございます。
- やまなしプラザの各施設も同様に引き渡しを受けました後に、開館に向けて準備に入りまして、9月28日、土曜日の開館記念式典に続きまして、それぞれでオープニングイベントを行う予定でございます。以上でございます。
- 樋口委員 防災新館でありまして、まさに本県の防災拠点ということでありまして。と同時に、1階は、今、お話がありましたやまなしプラザで、不特定多数の大勢の人に来てもらう、また、来てもらわなければならない施設となります。そこで、防災新館のセキュリティーについて、どのようにお考えか伺います。
- 田中総務部長 セキュリティーについてでございますが、1階のやまなしプラザにつきましては、これは県民の方々が自由に利用できる開放的なスペースでございます。一方、2階以上につきましては、職員のほか、配置されている各課室に用事がある方が出入りする場所でございます。特に5階以上は警察本部が入居いたしますので、当該フロアへの専用エレベーターを設置するとともに、ICカードによる入室制限を行うこととしております。
- なお、PFI事業の中で、防災新館全体につきまして警備員が定期的に巡回をするとともに、監視カメラによって警備を行うこととしております。以上でございます。
- 樋口委員 1階は通称やまなしプラザとなりますけれども、ジュエリーミュージアム、まるごとやまなし館、オープンカフェ、オープンスクエア、生涯学習推進センター、さまざまな施設が入居するということではあります。それぞれの役割、あるいはセールスポイントについて伺います。
- 田中総務部長 ジュエリーミュージアムは、「クーパー」を初めとする最新の美しい宝飾品、卓越した技術と名工の逸品の数々を展示することによりまして、日本一の宝飾産地である本県のジュエリーを県内外に広く情報発信していくものでございます。
- まるごとやまなし館、及びオープンカフェにつきましては、国産ワインコンクール受賞のワインや旬のフルーツなど、県産品の販売や飲食の提供を通じまして、山梨の魅力を発信していくものでございます。
- オープンスクエア及び県民ひろばにつきましては、大型スクリーンなどを設けたイベントスペースで、さまざまな団体へ広く貸し出すことによりまして、にぎわいの創出を目指すものでございます。
- 生涯学習推進センターでございますが、本県生涯学習の拠点としての役割を担ってきたものでございますが、甲府駅からのアクセスや駐車場などの環境が向上いたしますとともに、夜間までの開講が可能になることで、一層利便性が向上するものと考えております。以上でございます。
- 樋口委員 オープンスクエア、県民ひろば、先ほど申し上げました甲府市新庁舎が市民

ひろばなんていうスペースがあるようでありまして、それぞれ甲府市役所と重なる部分、今、お話がありました、パブリックビューイングなんかもそれぞれが行うなんていうことも聞いております。重なる部分があると考えられますけれども、当然、その住み分けについて甲府側とも協議をしたと思っておりますが、その成果はいかがですか。

田中総務部長 甲府市の市民コミュニティーホールにつきましては、主に甲府市民等で構成される団体に市民活動の場として貸し出すものと承知をしております。これに対しまして、私どものやまなしプラザのイベントスペースにつきましては、講演会、物販、パブリックビューイング、ダンスなど、さまざまなイベントを行って、活気やにぎわいの創出の場として設置をするものでございます。この目的に沿うものでありますと、これは誰に対しても貸付を行うものでございます。

もちろん、甲府市の担当者とは随時情報交換を行わせていただいております。パブリックビューイングなどは重複しないように調整をするるとともに、お互いに相乗効果が得られて、にぎわいの創出が図られますように、信玄公まつりや甲府大好きまつりなど、大規模イベントでの連携を協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

樋口委員 やまなしプラザのジュエリーミュージアム等と、それぞれの施設はどのような経営、運営形態がされるのでしょうか。

田中総務部長 ジュエリーミュージアムにつきましては、水晶宝飾協同組合の協力を得まして、宝石美術専門学校の附属施設といたしまして県が運営をいたします。また、ミュージアム内のショップは、水晶宝飾協同組合が運営をいたします。

まるとやまなし館及びオープンカフェにつきましては、P F I 事業者が独立採算事業として運営をすることになります。

オープンスクエア及び県民ひろばにつきましては、県が行政財産として適切に運営をいたしますが、P F I 事業者が年間200日を目標にイベントの誘致を努めるとともに、貸し出しの受付・維持管理などの業務を行うこととなっております。

生涯学習推進センターにつきましては、これは引き続き県が運営をいたしまして、やまなし文化学習協会へ業務委託を行うこととしております。以上でございます。

樋口委員 いろいろな施設が入りますけれども、来訪者は、来て、戸惑いを覚えるようなことがあってはリピーターにはならないということでありまして、ばらばらな運営とならないか心配であり、司令塔といいますか、全体を眺めて、管理や責任体制というものについてはどのようにお考えですか。

横内知事 委員の御指摘のとおり、このやまなしプラザには、いろいろな施設が入ることになるわけでありまして、今、お話がありましたように、ジュエリーミュージアムについては、これは基本的には宝石美術学校の附属施設でありますから、宝石美術学校が管理をします。それから、生涯学習推進センターについては、これは県の施設でありますから、やまなし文化学習協会に管理を委託して管理をしてもらう。それ以外のまるとやまなし館からオープンカフェ、オープンスクエア及び県民ひろば、これらについてはP F I 事業でございますから、P F I 事業者が自分たちの責任において管理をしますと、こういうことになるわ

けでございます。

おっしゃるように、いろいろな施設があるということが一つあって、全体としてスムーズに管理が回っていくかどうかという懸念はございますし、同時に、県としてこのやまなしプラザが、非常ににぎわいがもたらされて、それが甲府市の中心市街地の活性化に結びつくということが、県の行政にとっても大変大事なことでございますので、この管理が全体としてうまくいくように、県としても積極的にかかわっていきたいと思っております。

具体的には、ジュエリーミュージアムとか生涯学習推進センターを持っている県の施設の所管課と、それからPFI事業者との間で一緒に運営者協議会というものを設けて、お互いのイベント調整をやる。例えば、こちらでジュエリーのイベントをやるときには、オープンスクエアのほうでも一緒に何かやるとか、そういうイベントなどの調整をお互いにやって、全体として統一のとした運営をしていくということをやりたいと思っております。

また、特にやまなしプラザのうちのイベントスペースにつきましては、にぎわいの、特に拠点となる部分でございますので、これを全部PFI業者に任せるというのではなくて、積極的に県としてもいろいろなイベントを呼び込むことについて協力をしていきたいと思っております。そこで、総務部次長をトップとする庁内連絡会議を設けて、県主催のイベントをできるだけやまなしプラザでやるとか、あるいは関係団体のイベントをできるだけやまなしプラザでやってもらうとか、そういうふうな形で、やまなしプラザが全体としてにぎわいをもたらすように、県としても積極的にかかわっていきたいというふうに思っております。

樋口委員

御丁寧な御答弁ありがとうございます。

まさにこのやまなしプラザが、おもてなしのやまなし観光振興条例の実践の場になるように期待をしますし、さまざまな戸惑いとかが出てくると思いますが、そういった声を拾い上げるような工夫も、ぜひ今後見つけていってほしいなと思うところでもあります。

そこで、営業日、営業時間について伺います。どういうふうに設定しますか。

田中総務部長

ジュエリーミュージアムにつきましては、火曜日と年末年始等を除く日の午前10時から午後6時までが開館でございます。

まるごとやまなし館、オープンカフェにつきましては年中無休で、午前10時から午後9時まで営業でございます。

オープンスクエア及び県民ひろばのイベントスペースにつきましては、同様に年中無休で、午前9時から午後9時まで貸し出すこととしております。

生涯学習推進センターにつきましては、第1、第3月曜日と年末年始を除きます日の午前9時から午後9時までとすることにしております。以上でございます。

樋口委員

かなり年中無休、オープンの時間が多いということで、非常にいいことだなと思えます。

それで、あわせて地下の駐車場も、同時に全面供用開始になるかどうかということでもあります。そして、その利用時間と料金の設定について伺いたい。加えて、運営管理についてもお聞かせいただきたいと思えます。

田中総務部長

地下駐車場でございますけれども、地下1階に来庁者用の駐車場としまして92台、このうち1台は身体障害者用でございますが、これを用意しまして開

館日に同時に供用開始をする予定でございます。

利用時間でございますが、平日は午前8時から午後9時まで、休日は午前9時から午後9時までといたしまして、駐車料金は1時間300円、1時間を超える場合は30分ごとに150円加算ということにしております。なお、各課室に御用のある方は無料、やまなしプラザの利用者につきましては1時間までに限って無料というふうにしております。

駐車場にはPFI事業者の職員が常駐いたしまして、事故防止や各課室への案内、誘導を行うこととしております。以上でございます。

樋口委員

庁内へビジネスで来られる方、あるいはそうじゃなくてやまなしプラザへ来られる方、それぞれのニーズをきちんととらえているなど、お聞きをして感じました。準備はオーケーだなというふうに思います。

そして、やまなしプラザでございますけれども、観光推進機構が受け持つ観光案内所をつくって、ジュエリーミュージアムなどとともに、お客様に、県外からの来客を含めて、にぎわいの創出を図るサービスをするという聞いておりましたけれども、これがなくなって生涯学習推進センターが入るということを知って驚いたわけでありまして、この辺の一連の経過をお聞かせください。

田中総務部長

防災新館の1階につきましては、委員御指摘のとおり、当初計画では総合観光物産案内センターを設けることとしておりましたが、一つには甲府駅南口周辺地域修景計画推進会議の検討の中で、よりアクセスのよい甲府駅南口に新たな観光案内所が設けられることになったということ。もう一つには、生涯学習推進センターにつきましては、JA会館に今ございますが、これがこちらのほうに移転することによって、利用者のアクセスが向上し、かつ、夜間を含めまして充実した講座が開催できるようになりますので、利用者の増加が見込まれて、活気やにぎわいの創出が期待できるということなどから、計画の見直しを行ったものでございます。以上でございます。

樋口委員

観光案内所については南口、駅に近いところということでありまして、そのほうがいいかなと私も思います。JRの甲府駅の改札口を出たところに甲府の案内所がありますから、またそういった住み分けも、今後、多くの方の意見を聞きながら進めていってほしいなと思います。

また、今、営業時間が21時までということでありまして、生涯学習推進センターでありますけれども、夜間の営業等々になりますと、にぎわいの創出等で、今までに加わった新たな事業内容になるというふうに考えますが、予算の変額、増減が今回あるんでしょうか。

丹澤企画県民部長

防災新館への移転を契機にして、利用者増の拡充を図るために勤め帰りの社会人層を対象といたしまして、学びの機会や交流の場を提供する生涯学習交流支援事業というものを新たに立ち上げました。講座の開催等に要する経費について、約50万円を増額計上いたしたところでございます。

樋口委員

はい、わかりました。

やまなしプラザのほかの施設と比べて、この生涯学習推進センターだけかたい名前が残るんでしょうか。ネーミングは、またほかと合わせるような形に変えていくんでしょうか。

丹澤企画県民部長 平成10年6月に生涯学習推進センターを開設したわけでございますけれども

ども、認知度が年々向上しているということで、今回の移転のタイミングで名称を変更するというについては、混乱を招くことも想定されるということで、正式名称については現在の名称を生かしたいと考えておりますが、今後、県民の皆さんから親しまれるよう、愛称については検討してまいりたいと考えております。

樋口委員 次に、ジュエリーミュージアムの運営について伺います。先ほど、宝石美術専門学校施設だということでもありますけれども、平面図を見ますと、生涯学習推進センターの各教室が4つも入るような、それ以上入るような一番大きい面積があり、かつ、お話を伺いますと、このやまなしプラザの核となる施設だということでありまして、宝石美術専門学校がどのようにジュエリーミュージアムを運営していくのか、お答えください。

新津産業労働部長 宝石美術専門学校の校長が館長を兼ねますけれども、専任の担当者4名、これは正規職員1名、非常勤職員3名ですが、配置いたします。また、ミュージアム運営のノウハウを有する非常勤アドバイザーを別に1名配置をするということでございます。

樋口委員 新たな事業でありますから、絶えず県も注視をしていってほしいなと思います。そこで、今までもそうでありますし、先ほどの御答弁にもありましたけれども、宝飾関係者、業界の皆さん、関係者の皆さんとの連携、バックアップについてはどうなりますか。

新津産業労働部長 連携でございますけれども、ミュージアムの展示品の収集、提供、それから実演・体験工房がございますが、こちらへ職人を派遣するというにつきましても、宝飾業界に担っていただくということになります。また、この県と宝飾業界との連携のための会議は既に定期的に開催をして、運営を円滑にしていくということでございます。

樋口委員 時間がないからちょっと飛ばしますけれども、グランドオープン、供用開始に向けて、広報宣伝や周知活動はもう既にやっているかもしれません。あるいはこれから準備かもしれませんが、私は県下初めての役所兼集客施設だと期待をしております。その周知については徹底されるか、万全か、そのことについてお聞かせください。

田中総務部長 1月には県政広報紙の「ふれあい」特集号にやまなしプラザの名称の決定と、あわせて施設のイメージ図を紹介したところでございますが、今後も県のホームページ、マスコミなどの媒体を活用し、また各部局と連携して関係団体への周知も含めて行ってまいりたいと思っております。また、PFI事業者もホームページを立ち上げまして、タイムリーな情報を発信していくこととなっております。以上でございます。

樋口委員 県が行う県庁舎分の改修整備事業が、甲府市中心部の再整備、あるいは駅の修景計画に大きく影響し、かかわっていますから、明年度、防災新館が完成する、明年度とその次の年、25、26年度で別館が仕上がる、27年度で敷地内が整備されるということでもあります。今、総務部長がおっしゃったこと以外にも、その完成のイメージ、例えば模型でも、あるいはイメージ、グラフィック

ク何とかといったものをあわせて、どんどん発信をする。これは県外にも発信をしていくべきだと思いますけれども、その辺についてはどうでしょう。

田中総務部長

2段階考えております。一つは、計画につきましては県庁舎等整備の基本となります県庁舎耐震化等整備基本計画や、あるいはオープン県庁敷地整備計画につきましては、既に県のホームページでも公表しているところでございます。

さらに、ただいま委員から御指摘がございましたイメージについてでございますが、まず県庁敷地につきましては、27年度を目標に整備をしていくことになってはいますが、現在、県庁敷地整備イメージ案を県民にお知らせをいたしまして、意見を募集しているところでございます。意見は、もちろん今後の敷地設計の参考にしていく予定でございます。

また、県庁舎整備のイメージでございますが、これにつきましては今後も随時、最新情報を県のホームページなどを活用しまして発信し、工事中の理解を得るとともに、イメージについてはコンピューターグラフィックスで3Dの映像などを用いまして、絶えず情報発信をしまいたいと考えております。以上でございます。

樋口委員

ありがとうございました。いろいろな事業が重なって、県と甲府市が元気になるように期待をして終わらせていただきます。ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

（山梨県地球温暖化対策実行計画の策定について）

安本委員

公明党の安本美紀です。

知事初め皆様には長時間でお疲れのことと思いますけれども、いい御答弁をいただければ早く終わるかもしれません。どうかよろしくお願いを申し上げます。

初めに、当初予算概要45ページ、新規事業、山梨県地球温暖化対策実行計画の策定についてお伺いをします。本県では平成20年12月に、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進し、また、県民や事業者等の地球温暖化防止に対する意識を高め、自主的な取り組みを促進していく、このための山梨県地球温暖化対策推進条例が制定をされました。そして、この条例に基づきまして、県民、事業者・行政が連携をして、それぞれの立場で積極的に地球温暖化対策への取り組みを進めていくための具体的な行動指針となります山梨県地球温暖化対策実行計画も策定されたところであります。当時、地球温暖化への問題意識は非常に高く、CO₂排出削減へ、県民からも関心が多く寄せられていたと記憶をしております。

この実行計画の概要をフリップにまとめさせていただきましたし、皆様のお手元にも、先ほど委員長からお話がありましたとおり配付をさせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

計画期間ですけれども、平成21年度から24年度までの4年間、計画にはCO₂の削減、短期・中期、そして長期ビジョン、その削減目標達成への施策の4本柱がございますけれども、記載をされております。明年度は、いよいよ次の計画年度へ向けてこの計画を見直し、新たな計画として策定されるということでございます。

そこでまずお伺いしたいのですけれども、この4年間の成果といいますか、進捗状況、施策体系に沿ってどこまで進んだのか。まず、1番目のCO₂の排出抑制対策はどこまで進んだのでしょうか。お伺いをします。

安藤森林環境部長 CO₂の排出抑制のための産業部門の対策といたしまして、温室効果ガス排出抑制計画制度がございますが、エネルギー使用量が一定量以上あり、排出抑制計画書の提出義務のある102の事業所すべてから計画書が提出されているほか、それ以外の事業所にも自主的な提出を働きかけており、61事業所から計画書が提出されております。

また、運輸事業者には自動車環境計画の自主的な提出を働きかけており、16事業者から提出をされております。

また、家庭におけるCO₂排出抑制対策としては、環境にやさしいライフスタイルの実現を目指して、エコライフ県民運動を進めており、現在までに約200の団体と約4万8,000人の県民が運動に参加しているところでございます。以上でございます。

安本委員 計画には、先ほどお話ししましたように、CO₂の削減目標、これは短期では2012年に全体で1990年比15.9%、それから2005年比29%という目標値がありましたけれども、CO₂削減量としては掌握をされていすでしょうか。

安藤森林環境部長 直近のデータであります平成21年度におけるCO₂を含めた温室効果ガス総排出量は604万トンで、1990年と比較しますとマイナス1万4,000トン、率では0.2%の減少となっております。

減少率が低い理由といたしましては、世帯数の増加や、大型店出店による業務系床面積の増加などにより、電力消費量がふえたこと、また、産業部門の排出削減が全国並みに進まなかったことなどが考えられます。

こうした状況を踏まえ、県民や事業者のさらなる取り組みにつながるよう、引き続き排出抑制対策を強力に推進してまいります。以上でございます。

安本委員 平成21年ということですので、24年、もっともっと進んできているというふうに思いますけれども、まだ数字が出ないと理解をしたいと思います。

続きまして施策体系、4本柱を全部お伺いするには時間がないので、1つ飛びまして再生可能エネルギーの導入、これについては私は思ったよりも随分進んできていると感じておりますけれども、いかがでしょうか。

安藤森林環境部長 再生可能エネルギーにつきましては、太陽光発電、小水力発電を中心に順調に導入が進んでおります。まず、太陽光発電については、計画の基準年であります平成17年度は約1万4,000キロワットでありましたが、平成24年度は約9万キロワットと、6.5倍に達する見込みであります。

また、小水力発電につきましては、平成17年度は8,000キロワットでありましたが、平成24年度は9,700キロワットに増加しております。以上でございます。

安本委員 着実に進んでいるというふうに私も理解をしております。

ところで、この4年間を振り返ってみますと、この計画を取り巻く環境も随分、さま変わりをしてまいりました。東日本大震災によります福島第一原子力発電所の事故、原発停止、電力逼迫による化石燃料発電の復活、それからCO₂削減というよりも節電せざるを得ない、私たちは計画停電も経験をしたところでもあります。また、固定価格買取制度、これによりまして再生可能エネルギーの導入は加速をしております。

現行政策のキャッチフレーズは「CO₂ゼロやまなしを目指して、山梨県の挑戦が始まります」と、こういうふうになっておりましたけれども、新しい実行計画はどのような観点で、見直し策定をされようとしているのかお伺いをします。

安藤森林環境部長 新たな計画におきましても、CO₂ゼロやまなしという長期ビジョンは変えないこととする一方で、短期、中期目標の設定につきましては、エネルギーの地産地消に向けた新たな施策、森林環境税の導入ほか、国の動向、現状分析、将来推計などを踏まえて検討していく予定であります。

具体的には、本県の地域特性を生かした太陽光発電や小水力発電の導入とか、森林吸収量確保のための森林整備については、これまで以上に積極的に推進するとともに、特に排出量が大幅に増加している家庭やオフィスを中心とした民生部門については、新たな対策を重点的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

安本委員 国においても政権交代がございまして、国の地球温暖化対策推進法の一部改正が、この質問を通告した後、先週に閣議決定されました。温暖化対策と一体である国の新しいエネルギー政策も検討が始まったばかりで、まだ見えておりません。

こうした中で、県のほうが先に明年度の実行計画を策定されるということで、そのスケジュール等については気になっているところですが、どのように進められていくのかということと、それから、新しい観点で見直しをされるということであれば、検討組織についても新たに考えられたほうがいいのではないかと思います。明年度の具体的な計画策定スケジュールと、検討組織については県環境保全審議会になるのでしょうか、もしお考えがあればお伺いをします。

安藤森林環境部長 県の計画については、法律上、国の計画を勘案して策定するよう努めるものとされております。国においては、新たな地球温暖化対策の計画が11月を目途に策定される予定でありますので、今後、本格的な議論が開始されるものと思われれます。

このため、県といたしましては、国の議論の方向性を注視しながら、年内を目途に計画の素案を取りまとめ、パブリックコメントや県議会での御議論を経た上で、年度内に策定してまいりたいと考えてございます。

また、計画の策定に当たりましては、山梨県環境保全審議会に地球温暖化対策部会を設置し、専門的な見地から効率的かつ集中的に調査・審議いただくこととしております。以上でございます。

安本委員 新しい検討組織で、国にあわせて年度内をとということです。国のエネルギー政策がまとまるまでは、CO₂の削減量を具体的に記載するのは難しいというふうにも思いますけれども、対策自体、この事業についてはしっかりと掲げていただきまして、その進捗管理をしていただきたいということをお願いして、次の質問項目に移ります。

(やまなし省エネ県民運動の推進について)

当初予算概要の同じく45ページ、新規事業のやまなし省エネ県民運動の推進について伺います。先ほどの地球温暖化対策の施策と関連している部分も多いわけですが、知事はおおむね2050年ころまでに、県内で必要な電

力をすべて県内で賄うというエネルギーの地産地消を掲げられました。また、先日は、この実現に向けたロードマップの素案を示されたところでもあります。このフリップは、そのロードマップの中から目標値が設定されたページを示させていただきましたけれども、資料2ページになります。エネルギーの地産地消によりまして、身近な地域の資源を有効に活用して、地域で必要な電力を地域で生み出す、地域分散型のクリーンエネルギー発電、この導入が一層加速することを期待しているところですが、もう一方で、地産地消の実現には省エネルギー対策、これも重要です。ロードマップの素案を拝見しますと、クリーンエネルギーの導入目標とともに、省エネルギーの目標値がそれぞれ記載をされておりまして、2015年短期目標で2010年度比8%、2020年度には中期で10%、2050年、すなわち地産地消が実現するときですけれども、長期目標として20%以上、それぞれ削減するとの設定になっております。

そこで、この省エネルギー目標設定について、どのような考えでこの削減目標値を設定されたのか、お伺いをします。

安藤森林環境部長 短期目標や中期目標につきましては、2010年度から現在までの節電行動の定着や、省エネ設備導入の広がりといった状況を勘案し、算出したものであります。

また、長期目標につきましては、2050年ごろの年間電力需要量はクリーンエネルギーを最大限導入した場合の発電量以下にする必要があり、2010年度に比べ20%以上の削減を要することから、これを長期的な目標値としているものであります。以上でございます。

安本委員

次に、資料3をごらんいただきたいと思いますが、一番下から2段目に省エネルギー対策というふうにあります。引き算をして目標が出ているというようなお話だったと思いますが、この削減目標を達成するための省エネルギー対策、以下省エネ対策と言わせていただきますけれども、県民、事業者、そして市町村、県が一体となって取り組んでいくということになっております。本会議でも事業所についての質疑がありましたけれども、改めて事業者の方々にはどういった取り組みを、省エネルギー対策をお願いしていくのか、どうやって啓発していくのか。さらには張り合いになるような方策も検討していく必要があると考えますが、県の取り組みについてお伺いします。

安藤森林環境部長 これまでの節電対策におきましては、事業者全体を対象としてセミナーを開催してまいりましたが、省エネ県民運動では、製造業部門、オフィス・商業施設部門、運輸部門の3つに分けてセミナーを開催し、おのおのの部門に応じたきめ細かな情報提供を行うことで、具体的な省エネへの取り組みを後押ししていくこととしております。

また、新たにやまなし省エネスマートカンパニー大賞を創設し、省エネに積極的に取り組み、優れた成果を上げた事業所を顕彰し、その事例を県のホームページなどで広く紹介してまいります。以上でございます。

安本委員

次に、事業者の方々にこうした取り組みをお願いする以上、県庁でも省エネ対策を一層推進していただきたいと考えてところです。

これまでエアコンの設定温度、昼間の消灯、また最近では、庁舎の屋上への太陽光発電設備の設置なども進められてきたかと思いますが、県庁としてどのような取り組みを進められようとしているのかお伺いします。

安藤森林環境部長 県民が一丸となって省エネを推進するためには、県庁みずからが率先してさらなる省エネに取り組む必要があります。このため、現在、運用している県独自の環境管理システムに新たな数値目標を示すとともに、OA機器の電源管理や冷房温度の設定管理の徹底とか、あるいは照明や冷暖房設備の定期点検と清掃の励行を掲げることなどにより、県庁職員が日々省エネ行動を実践するよう促していきたいと考えております。以上でございます。

安本委員 もうちょっと具体的に節電の取り組み等をお願いしたいと思うのですが、神奈川県庁ではLED照明の導入を進めているということで伺っております。私も我が家の電気が切れれば、白熱灯よりも少し高いのですがLED電球というふうになっております。電器店の売り場も拡充されてきたように思いますし、企業でも導入が進んでいると聞いております。

神奈川県庁は平成21年度からこの性能を検証するための試行導入を行いまして、昨年度は16施設、今年度は171施設、合同庁舎、県立学校等約7万4,000本の直管蛍光灯形LED照明をリースで導入したということを開きました。直管蛍光灯形LED照明、価格や照度等でも課題もあるというふうには伺っておりますけれども、本県でも導入したらどうかと思っておりますがいかがでしょうか。

田中総務部長 県では、現在、節電対策の一環といたしまして、やまなシトリアル発注商品として認定を受けました直管蛍光灯形LED照明を試験的に導入しております。県立高校、地域県民センター、北別館など14施設の一部に導入しているところでございます。照度やちらつきなどの検証を行っております。

一方で、県庁舎のような執務スペースの照明で最も重要なのは照度の確保でございます。LED照明につきましては、現在、本庁舎などで使用しておりますHf蛍光灯というのがございまして、これは省エネ効果がもともと非常に高いものでございます。こういうものに比べますと照度という点では現時点のものは劣ってまして、これをLED照明に取りかえた場合には1.3倍程度に増設をする必要が生じまして、かつ、取りかえ費用で1台8万円弱かかってしまうという問題がございます。

もちろん、LED照明につきましては研究開発が盛んに進められておりますので、今後、照度、消費電力などの性能の向上や、低価格化が期待されますので、これらを見極めた上で県庁舎などへの導入を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

安本委員 ぜひ検討を続けていただきたいと思っております。

次に、県民の取り組みについて伺います。県民個人、また、家庭での取り組みは、さきに質問しました地球温暖化対策のCO₂の部門別排出量を見ましても、本県は全国と比較して民生部門家庭系の比率が高いと。それから、答弁の中にも、ここがなかなか進まないというふうにあります。大変この部分が重要だと感じております。キーポイントではないかと思っております。

これは最近、私が改めて読み返した対談集、本の中で、「未来のエネルギー」という章に書かれていた内容ですが、省エネに対する県民の意識改革について象徴的な話として紹介をしたいと思っております。

「今日の先進諸国民は、労働や移動については、なるべく自分自身の筋力は使わないようにしながら、その一方で運動不足を補うためにアスレチック・クラブに通うなど機械的な体操道具を使って運動しています。そのどちらにもエ

エネルギー資源を消費しているのです」とありました。

これは1984年の出版ですので、かれこれ30年前の対談集ですけれども、自分を振り返り反省をいたしまして、この予算特別委員会もこの地下から2階の控室まで階段上りおりを、私もしているところです。

家庭でのCO₂の削減対策、節電を進めるに当たり、現在、環境家計簿の呼びかけが行われておりますけれども、県民一人一人に呼びかける施策の普及はなかなか難しいものだなと実感をしております。しかし、非常にうまくいっている事例もございまして、レジ袋の削減への取り組みです。私も車にはエコバッグが乗せてありまして、県民の皆様の胸にすんと落ちれば、取り組みも一気に進んでいくのではないかと考えているところでございます。

少し前置きが長くなってしまいましたけれども、県民にお願いする取り組み、どのような取り組みをお願いされるのか、お伺いをします。

安藤森林環境部長 県民向けの取り組みといたしましては、新たに省エネの専門家が各家庭におけるエネルギー使用料とCO₂の排出量などを測定し、省エネ機器への取りかえや運用改善といった効果的な省エネ対策についてのアドバイスを行う、うちエコ診断という事業を実施することとしております。

また、夏の一定期間を省エネ取り組み機関に設定して、電気の使用料が前年よりも削減できた家庭を募集し、取り組みの内容を紹介する、我が家の省エネライフ大作戦という事業を実施し、家庭における省エネを促してまいります。

さらに、家庭における具体的な省エネの実践方法や効果等をまとめたパンフレットを配布したり、さまざまなイベントにおいて省エネに関する情報を提供してまいります。以上でございます。

安本委員

一人一人の県民の方が、自分がこうやればこうなったということがすぐ目に見えて返ってくれば、私は進んでいくんじゃないかなと思っておりまして、そういった点についても施策を考えていただくときに考えていただければと思います。

ところで、このやまなし省エネ県民運動ですけれども、これを進めていくに当たりましては、より充実した環境教育が重要であると、これはどなたも異論がないというところだと思います。折しも昨年10月に、環境教育等促進法が完全施行になりました。本県においても新しい、やまなし環境教育等推進行動計画の素案が示されまして、パブリックコメントによる意見募集がつい先日まで実施をされておりました。

そこで、この新しい、やまなし環境教育等推進行動計画について、策定の背景、概要についてお伺いします。

安藤森林環境部長 東日本大震災後の価値観や意識の変化、また、恩賜林御下賜100周年を契機とした本県の自然の恵みに対する再認識、さらには県民一丸となったエネルギーの地産地消の推進などを踏まえますと、環境教育の果たす役割はますます重要になってきております。

計画の素案におきましては、環境に関心を持ち、みずからの責任と役割を理解し、みずから行動できる人材の育成を図るため、県民の自発的な活動につながる具体的な実践例などを掲げております。以上でございます。

安本委員

この行動計画の素案は、私も拝見させていただきましたけれども、環境教育に関する情報、施策、施設、事例、すべて網羅されておまして、私もこれまで県議会で学校林の活用ですとか、それから米倉山の「ゆめソーラー館やまな

し」、環境教育に活用ということで訴えさせていただきましたけれども、これがきちんと新しくなって着実に進めていかれるということを期待しております。

その上で1点お伺いしますが、先ほどの環境教育等促進法で体験の機会の場の認定制度が導入されました。本県でもその第1号として、昨年12月に知事が認定をされましたけれども、この本県が全国で一番最初に認定しました体験の機会の場の認定とはどういう制度なのか、また、その認定の状況についてお伺いします。

安藤森林環境部長 体験の機会の場の認定制度とは、個人や民間団体が所有または使用している土地や建物を、自然体験活動や環境保全に関する体験の機会の場として提供する場合、その事業内容が国の基準に適合している旨を知事が認定するものがあります。

県内の認定状況でございますが、現時点ではキープ協会の清泉寮1件であり、これは全国初の認定でございます。以上でございます。

安本委員

全国初ということなので、もっともっとPRしていただきたいなというふうに思いますけれども、環境創造課長に伺いましたら、全国2番目が川崎市だそうです。早速ホームページを調べてみましたら、川崎市はちゃんと「政令指定都市として初めて」と前置きが書いてありました。フリップ、資料4をごらんいただきたいと思います。そして、認定箇所については4カ所ありまして、事業所や工場、農場が認定をされておりました。

本県も全国初とはいえ、1カ所では寂しいなと思います。環境教育に協力いただける事業所等、たくさんあるのではないかと思いますし、これまでにない体験の場もあるのではないかとと思うところです。こうした事業所等の認定について、より一層推進していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

安藤森林環境部長 環境教育に関する体験の機会の場につきましては、キープ協会に続く新たな団体や事業所からの認定申請を期待しているところであります。

川崎市では化学品メーカーや電子機器メーカーなどの事業所を認定しておりますが、地域住民や子供たちが民間企業の省エネ技術でありますとか、リサイクルシステム等に実際に触れ、体験する環境学習は、省エネを浸透させていく上で極めて有効であると考えております。

今後とも体験の機会の場の認定制度の一層の周知に努めながら、県内企業を含め、新たな施設の掘り起こしに努めてまいります。以上でございます。

安本委員

事業所側からの申請があつて認定するものですので、なかなか進まないかもしれないかもしれませんが、待っているのではなくて、やっぱりこういう制度の周知もお願いをしていただきたいと思います。

最後にまとめですけれども、エネルギーの地産地消へ向けまして、このやまなし省エネ県民運動、県内の事業所、そして県民の方等に取り組みを促して確実に進めていく必要があると思います。

事業所の中では山梨県庁が、一番取り組みが進んでいくように、また、県民個人においては、さすが知事が一番だという、知事のリーダーシップを期待しておりますけれども、最後に、本事業の推進に当たっての知事の意気込みと御決意をお伺いしたいと思います。

横内知事

エネルギーの地産地消の実現に向けましては、クリーンエネルギーの導入促

進というのが一つの柱でありますけれども、同時に、省エネルギー対策、そのための県民運動というのは大変に重要なものだと思っております。

これまでの節電運動というものは、夏、冬の一定期間の節電に特化したものでありましたが、今後、エネルギーの地産地消を実現していくためには、年間を通じて県民生活や事業活動において、エネルギー総量の削減に取り組んでいくことが必要でございます。

この場合、県民運動は県民の皆さんに無理や我慢を強いるというのではなくて、先進的な技術を導入するなどによって、スマートな、知恵を使った省エネで、生活水準をそれほど落とさずに、豊かな生活を維持しながら省エネを進めていくと、そういう考え方で進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、県民全体で省エネが着実に進展をいたしますように、県が先頭に立って持続的な省エネ運動を展開していきたいと考えております。

安本委員

私も我が家もしっかりと取り組んでまいりたいと、こういうことを決意させていただきまして質問を終わります。ありがとうございます。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

予算特別委員長 武川 勉